【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月21日

【事業年度】 第28期(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

【会社名】 株式会社メディア工房

【英訳名】 Media Kobo,Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長沢 一男

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目15番9号

【電話番号】 03-5549-1804

【事務連絡者氏名】 取締役 長沢 和宙

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木七丁目15番9号

【電話番号】 03-5549-1804

【事務連絡者氏名】 取締役 長沢 和宙

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月		2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年 8 月	2025年 8 月
売上高	(千円)	1,929,357	2,203,542	2,073,847	2,012,763	1,873,495
経常利益又は経常損失 ()	(千円)	38,826	181,782	49,285	148,112	317,476
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失()	(千円)	7,185	153,803	35,328	270,985	508,238
包括利益	(千円)	11,116	154,453	35,318	270,985	508,238
純資産額	(千円)	1,200,972	1,355,426	1,345,389	1,045,088	708,001
総資産額	(千円)	3,119,784	3,006,101	2,712,227	2,651,230	2,277,626
1株当たり純資産額	(円)	119.16	134.48	133.49	103.69	67.52
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失()	(円)	0.71	15.26	3.51	26.89	50.21
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	38.5	45.1	49.6	39.4	30.9
自己資本利益率	(%)	0.6	12.0	2.6	22.7	58.1
株価収益率	(倍)	440.8	30.5	77.2	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	148,540	290,131	75,597	44,172	220,427
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	68,561	74,833	104,459	238,766	220,239
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	172,841	239,932	327,797	127,507	76,271
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	2,408,430	2,384,111	2,027,423	1,960,337	1,595,941
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	(人)	88 (4)	70 (4)	73 (1)	61 (3)	59 (2)

- (注) 1.第24期から第27期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期 純損失であるため、記載しておりません。
 - 2 . 第27期及び第28期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 - 3.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月		2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月	2025年8月
売上高	(千円)	1,851,523	2,137,408	2,020,853	1,955,332	1,817,985
経常利益又は経常損失 ()	(千円)	16,832	173,962	45,527	157,702	329,407
当期純利益又は当期純 損失()	(千円)	10,764	138,186	31,471	277,523	519,594
資本金	(千円)	451,459	451,459	451,459	451,459	451,459
発行済株式総数	(株)	11,300,000	11,300,000	11,300,000	11,300,000	11,300,000
純資産額	(千円)	1,169,415	1,307,602	1,293,719	985,944	637,500
総資産額	(千円)	3,073,964	2,949,994	2,652,990	2,579,954	2,192,883
1 株当たり純資産額	(円)	116.03	129.74	128.36	97.82	60.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	- (-)	4.50 (-)	3.00	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失()	(円)	1.07	13.71	3.12	27.54	51.34
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	(円)	-	1	1	1	-
自己資本比率	(%)	38.0	44.3	48.8	38.2	28.9
自己資本利益率	(%)	0.9	11.2	2.4	24.3	64.2
株価収益率	(倍)	-	34.0	86.8	1	-
配当性向	(%)	-	32.8	96.1	-	-
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	(人)	88 (4)	70 (4)	73 (1)	61 (3)	59 (2)
株主総利回り	(%)	104.0	156.3	92.5	163.0	178.6
(比較指標:TOPIX)	(%)	(121.2)	(121.3)	(144.1)	(167.6)	(190.0)
最高株価	(円)	569	507	463	696	610
最低株価	(円)	295	292	258	210	419

- (注) 1.第24期から第27期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、また、第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期 純損失であるため、記載しておりません。
 - 2.第24期、第27期及び第28期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 - 3.第24期、第27期及び第28期の配当性向については、無配であるため記載しておりません。
 - 4.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 - 5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

2 【沿革】

当社は、1998年4月1日付で、当社の前身である有限会社フラミンゴ(1997年10月設立)の出資口数を現当社代表取締役社長の長沢一男が譲受けると同時に商号変更及び事業目的の変更を行い、当社としての事業を発足させました。

年月	概要
1997年10月	当社の前身である有限会社フラミンゴ設立
1998年4月	商号を有限会社フラミンゴから有限会社メディア工房に変更
2000年4月	資本金を16百万円として株式会社に組織変更
2003年11月	本社屋を東京都港区赤坂三丁目2番6号へ移転
2005年8月	当社100%出資(資本金1,000万円)により「映像コンテンツの企画、制作、販売等」を目的に株式
	会社ムービーズを設立
2006年 9 月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2007年 2 月	「化粧品販売及びサロン運営」を目的に設立された株式会社TNKに出資し子会社化(資本金 17,500万円 当社97.1%出資)
2007年12月	株式会社TNKの全株式をYメソッド・ホールディングス株式会社へ売却
	当社100%出資(資本金5,000万円)により「携帯電話機の受託販売及び周辺機器の販売」を目的に
	株式会社MKコミュニケーションズを設立
2008年2月	当社100%出資(資本金3,000万円)により「化粧品、衣料品、アクセサリー等装身具の卸売、販
	売」を目的に株式会社アンクルールを設立
2009年12月	業容拡大に伴い、本社を東京都港区赤坂四丁目2番6号に移転
2010年1月	株式会社アンクルールを吸収合併
2011年1月	株式会社ムービーズを吸収合併
2011年6月	│株式会社MKアソシエイツを設立 │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │
2012年10月	完全子会社である株式会社MKコミュニケーションズにおける携帯電話販売事業を譲渡
2013年2月	配信網の拡大等を図るため韓国にて株式会社MKBコリアを設立
2013年 5 月	株式会社ギフトカムジャパンを設立
0044/740/7	株式会社MKコミュニケーションズにて「電話占いサービス」を開始
2014年10月	株式の取得及び第三者割当増資の引受けに伴い株式会社ブルークエストを子会社化
2015年3月	完全子会社である株式会社M K コミュニケーションズ及び株式会社M K アソシエイツを吸収合併
2015年11月 2016年 7 月	│海外関係会社である株式会社メディア工房コリア(旧商号:株式会社MKBコリア)への増資実施 │ │韓国法人 KOREA MCN Co., Ltd.と、韓国及び中国への情報コンテンツ配信を目的とした業務提携 │
	契約を締結
2016年8月	当社100%出資(資本金3,000万円)により「モバイルソーシャルゲームの開発・運営等」を目的に
	株式会社ルイスファクトリーを設立
2016年 9 月	完全子会社である株式会社ルイスファクトリーが、株式会社エクスクウェイドよりソーシャル
0040/740/7	ゲームのセカンダリー事業及び新規ソーシャルゲームの制作事業を譲受ける
2016年10月	米国法人 DoubleMe, Inc. と資本及び業務提携を開始
2017年7月	海外関係会社である株式会社メディア工房コリア(旧商号:株式会社MKBコリア)の株式を売却 中国法人・小湾科技(上海)を開表にいると業務提供を開始。
2017年7月	中国法人 小派科技(上海)有限責任公司と業務提携を開始
2017年 9 月	当社100%出資(登録資本金1,000万人民元)により中国国内における事業展開の拠点として魅仕 坊(上海)互聯网科技有限公司(英文表記: Media Kobo (Shanghai) Internet Technology Co
	.,Ltd.) を設立
2018年10月	当社100%出資(資本金1,000万円)により「越境eコマース事業、その他インバウンド事業等」を │
	目的に株式会社メディトラを設立
2018年11月	米国法人 DoubleMe,Inc. と資本及び業務提携を解消
2019年1月	中国個人投資家である包盛杰氏と「越境eコマース事業、医療ツーリズム及びその他インバウンド事業等」を目的に合弁会社 日本和心醫藥有限公司を設立
2020年 3 月	「事業等」を目的に日光会社 日本和心質業育成公司を設立
2020年 3 月	株式会社ルイスファクトリーの商号を株式会社ミックスベースへ変更
2020年 7 月	合弁を解消し、日本和心醫藥有限公司を完全子会社化
2022年 4 月	日介を解析の、日本和の音楽 内閣公司を光至了 会社に 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズからグロース市場に移行
2022年4月	株式会社メディトラの商号を株式会社Xsquareへ変更
2022年 8 月	インスセスティープの同うを体式会社/Square を受し 子会社である株式会社ブルークエストをゲームコンテンツ事業撤退に伴い清算
2022年 8 月	日本和心醫藥有限公司の清算を決議。(2024年5月結了)
2025年12月	古本和心音楽
2020年10万	Tはらかがからにハイかい ココロロコンコロジャ

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社で構成されており、占い事業、エンタメ・マッチングサービス事業及びその他事業を展開しております。当社グループの事業内容及び当社と主な連結子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、当社グループは、当連結会計年度より各事業の名称及びセグメントの変更を行っております。

(1) 占い事業

当社及び子会社が、自社Webサイト、ISP(注1)、各移動体通信事業者及びApple や Google 等のプラットフォーム向けに占い鑑定や女性に向けた記事コンテンツを企画・制作・配信する1対N向けのサービス及びユーザーと占い師が電話・チャットで直接、双方向にやり取りできる1対1向けのサービスを行っております。

(2)エンタメ・マッチングサービス事業

当社及び子会社が、SNSを中心に、ネットとリアルの両面において人々の交流・関係構築の機会や場を提供するサービスを行っております。

(3) その他事業

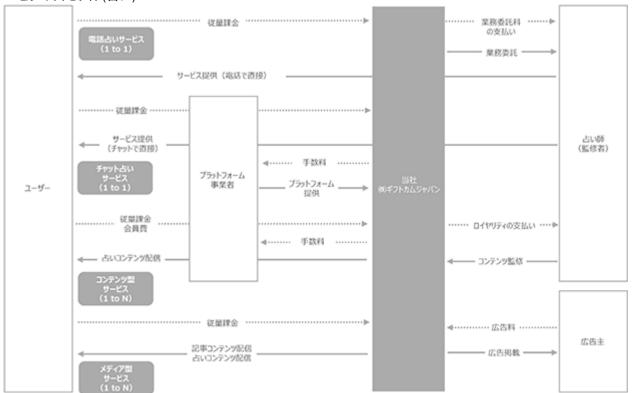
企画、開発の初期段階にある事業について、一括してその他事業としており、当連結会計年度においては、ECサイトの運営の他、美容関連の新規サービスを企画・推進しております。(注2)

- (注) 1 . ISP: Internet Service Provider 電気通信事業者
 - 2. 本報告書提出日現在、過去に撤退した事業において、一部取引等が継続している事業がございます。発生したこれらの撤退事業に関連する取引等の売上については、一括して「その他事業」に計上しておりますが、その金額は軽微であります。

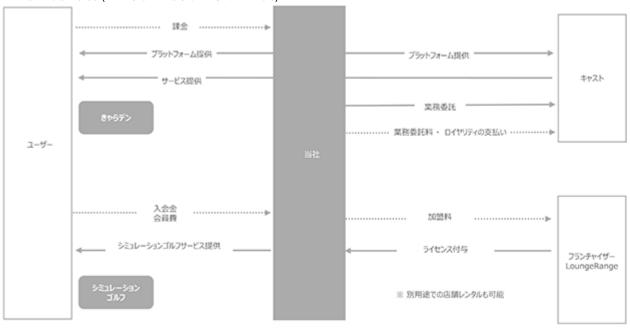
[事業系統図]

(当社)

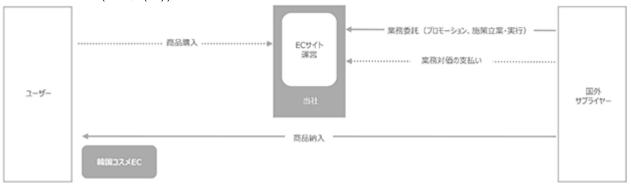
ビジネスモデル(占い)



ビジネスモデル(エンタメ・マッチングサービス)



ビジネスモデル(その他(EC))



- (注) 1. 占いコンテンツの制作に関しましては、コンテンツの企画段階から占い師へ監修を依頼し、占い師の協力のもとコンテンツを制作しております。
 - 2.監修の対価として、占い師に対し、コンテンツの売上高に連動した一定料率の金額を、ロイヤリティとして支払っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社ギフトカムジャパン (注)2	東京都港区	58,000千円	占い事業	100%	役員の兼任
(連結子会社) 株式会社ミックスベース (注)2	東京都港区	99,500千円	エンタメ・マッチング サービス事業	100%	役員の兼任 資金融資
(連結子会社) 株式会社X square	東京都港区	35,000千円	エンタメ・マッチング サービス事業	100%	役員の兼任 資金融資

- (注) 1.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 - 2.特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年 8 月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
占い事業	41 (2)
エンタメ・マッチングサービス事業	4 (0)
その他事業	6 (0)
共通	8 (0)
合計	59 (2)

- (注) 1.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーは臨時雇用者数に含み、派遣社員は除く。) は、 年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 共通として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
59 (2)	38.1	5.8	5,264

セグメントの名称	従業員数(人)
占い事業	41 (2)
エンタメ・マッチングサービス事業	4 (0)
その他事業	6 (0)
共通	8 (0)
合計	59 (2)

- (注) 1.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーは臨時雇用者数に含み、派遣社員は除く。)は、 年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2 . 共通として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
- (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業 等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではな いため、記載を一部省略しております。

(提出会社の状況) 2025年8月31日現在

世界職に占める 安性労働者の割合	男性の育児休業取得率	:	男女の賃金の格差(注1)	
(注1)	ガ性の目だが未収符率 	全労働者	内正規雇用労働者	内パート・有期労働者
36.4%	- (注2)	57.1%	57.1%	- (注3)

- (注) 1 . 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出した ものであります。
 - 2. 当事業年度において、配偶者が出産した男性労働者はおりません。
 - 3. 当事業年度において、パート又は有期労働者である男性労働者はおりません。
 - 4. 当社と労働者における男女の賃金格差については、市場価値が高騰している技術職(エンジニア)の89%が男性労働者であること及び男性労働者が管理職に占める割合が女性労働者より高いためであります。なお、管理職に占める女性労働者の割合については、雇用均等基本調査(令和6年厚生労働省)における、課長相当職以上の管理職に占める女性割合13.1%を上回っております。
 - 5. 当事業年度において、連結子会社においては、労働者を雇用しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1)会社の経営の基本方針

当社グループは、創業当初よりすべてのステークホルダーの皆様と良好な関係を築き、積極的かつ継続的な取引をしたいと考えていただける企業で有り続けることを経営の基本方針、企業理念としてまいりました。企業理念である、「VALUE YOUR LIFE with Global Human Communication.(デジタルコミュニケーションを通じて人々を心から楽しませ、不安や悩みを解決する一助となり、世界的に人々が豊かな人間関係を構築し社会がよりよくなるきっかけとなる)」を、事業を通じて実現すべく、グループー丸となって活動しております。

(2)目標とする経営指標

当社グループは、株主・投資家の皆様とのエンゲージメントを高めるため、社内外に具体的な目標数値と方向性を示すべく、2024年8月期において、2024年8月期から2026年8月期までの3ヵ年を対象とした中期経営計画を策定・公表し、当該計画については適時その進捗状況を確認し、経営環境の変化に応じて毎年度更新することといたしました。中期経営計画においては、3ヵ年における各事業の売上高及び営業利益を公表しておりましたが、昨今の事業環境や資本効率の重要性の高まりを踏まえ、現在、キャッシュ・フロー及び投下資本利益率(ROI)を重視した経営への転換を進めております。この方針転換は、持続的な成長と財務健全性の両立を図ることを目的としたものであり、資本生産性の向上と投資効率の最大化を経営の中心に据えるものです。

これに伴い、当社は現在、中期経営計画に掲げた数値目標について見直しを進めております。今後は、各事業の 売上高及び営業利益に加え、キャッシュ・フロー及びROI等の指標を経営成果の主要なモニタリング項目と位置づ け、経営資源の最適配分を通じて、企業価値の中長期的な向上を目指してまいります。

新たな中期経営及び目標とする経営指標については、2026年8月期第2四半期末頃を目途に公表する見込みであります。

なお、当社が予測する2026年8月期の連結業績数字は次のとおりです。

売上高2,163百万円 営業損失294百万円 経常損失300百万円 親会社株主に帰属する当期純損失302百万円

これらの数値は、各事業の見通しに基づき予測する数値となっております。従って、新規事業の進捗に変更がある場合、利用ユーザー数が大幅に見込みを上回る若しくは下回る場合又は当社グループ事業に関連する法令が改正されあるいは情勢が変化した場合、変動する可能性があります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

今後のわが国経済においては、雇用・所得環境の改善等景気回復への期待が高まる一方、原材料価格の高止り、人手不足の深刻化とこれに伴う人件費の高騰、世界経済においても地政学リスクの高まりや中国等の景気後退が懸念となり、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。当社グループの属するデジタルコンテンツ業界においても、プラットフォーマー以外は、配信プラットフォームの方針に収益が左右される側面が強く、新規顧客の獲得においてもWeb広告が標準的な広告手法へとなりつつあります。

このような中、当社グループでは、2024年8月期における事業精査と選択の結果、リソースの集中を決定した既存事業の収益拡大と既存事業とシナジーの高い新規参入事業の収益化を進めることを基本方針とし、当社の強みである占い分野における知見とデータを新たな事業機会の源泉と位置づけ、占いコンテンツを核としたユーザー体験の深化を図るとともに、ユーザー行動や嗜好等に関するデータを分析・活用し、BtoB向けのマーケティング支援やデータ活用サービスなど、周辺領域への事業展開を進めることで、占い分野における強みを維持しつつ、当社の事業ポートフォリオを多角化し、中長期的な収益基盤の安定化と持続的成長を実現していく考えです。なお、2026年8月期においては、特にSNS・インフルエンサーマーケティングやChatGPTをはじめとする生成AI等の活用により、生産性・ユーザー体験の向上を図ってまいる所存です。

一方、財務面に関しては、これまで同様、資産の透明性を確保し、新規事業への挑戦を安定した内部留保によって下支えする健全な経営を行う考えであります。

(4)会社の対処すべき課題

現在の当社グループの事業は、継続的成長を志向し企業価値の最大化を目指すうえで、以下の事項を重要な経営課題として考えております。

ユーザーの維持・拡大

当社グループは、デジタルコンテンツの利用料金が収入の大半を占めていることから、ユーザーの維持・拡大が、成長戦略上重要となってまいります。ISPをはじめ、プラットフォーマーにおいては占いコンテンツの配信縮小・停止傾向にある中、当社グループでは、決済手段の多様化等によるユーザビリティの向上や、データを活用した効率的かつ有効なプロモーション活動の展開の他、会員制ビジネスを展開する企業(特にMAUを重視)との提携

を推進することで、相互総客によるユーザーの維持・拡大を図ってまいります。

プラットフォーム依拠脱出・自社配信強化

現在における当社グループの収益は、主に「占い」に関するデジタルコンテンツ、電話・チャットによるサービスの提供によるものであります。これらのサービスは主にISP、キャリア、Apple及びGoogleなどの大手プラットフォーマーを通じて配信・提供されており、プラットフォーマーの方針が収益に大きく影響いたします。現時点においてプラットフォーマーの存在が、デジタルコンテンツビジネスにおいて不可欠であることは確かであるものの、収益に対する割合が特定のプラットフォームに偏ることは事業上の大きなリスクとなります。これに対し当社グループは、自社メディアにおける配信の強化及び各配信網における収益拡大により、徐々にプラットフォームに依拠しない収益体制となるよう、その構築に努めてまいります。

収集データの活用

当社グループでは、BtoCビジネスにより収集したデータをBtoBビジネスにおける収益につなげることが、重要な課題の一つと考えております。占い事業においては、生年月日、悩み、趣味嗜好等の様々なデータを収集していることから、これらをパーソナライズすることでデータマーケティングの価値を生み出す他、これらのデータと生成AIを活用したクリエイティブ生成等のサービスを企画・推進してまいります。

コンテンツジャンル拡大・新規事業への参入

当社グループは、1,000億円に上る市場規模である「占いサービス」を拡大していくことはもちろん、周辺サービスを新規事業として開拓することで、第二の収入源を確保することが重要と考えております。これに対し当社グループは、占いコンテンツの主なユーザーである20代から40代の女性と親和性の高い分野への進出を図っております。今後も顧客ニーズの変化に的確に対応することで、より幅広い顧客層を獲得してまいります。

海外配信の拡大

当社グループは、各事業の海外展開推進が重要な経営課題であると考えております。当社では、ChatGPT等の活用によりコンテンツの多言語展開の効率化を進めるとともに、Apple、Googleをはじめとする全世界向けプラットフォームへの積極的なコンテンツの配信の他、各国の現地企業との提携等により市場環境等及び顧客ニーズに関する情報を日々取得し、事業に素早く反映することでこれに対応してまいります。

システムの安定的な稼働

当社グループの主なサービスはウェブ上で運営されていることから、ユーザーに安心してサービスを利用してもらうために、各種システムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には迅速にこれを解決する必要があります。 当社グループは、システムを安定的に稼働させるため、社内人員や信頼の置ける業務委託先の確保及びサーバ機器等の必要機材・設備の拡充に努めてまいります。

デバイスの多様化への対応

当社グループの各事業は、デジタルコンテンツを主力としており、様々なデバイスに対応したアプリケーションの開発やコンテンツ配信サービスの拡充が、業容拡大を図るうえで重要になると考えております。当社グループでは、デバイスの特性や利用シーンに応じたサービスの開発・提供の積極的な推進に努めてまいります。

技術革新への対応

当社グループの主たる事業が属するデジタルコンテンツ業界は、めまぐるしく技術革新が起こり、環境が素早く変化する業界であります。日々生まれ続ける様々なサービスと競合し、ユーザーが利用したくなるサービスを提供し続けるためには、新たな技術を早期に取り入れ、積極的に実験的な取り組みを行うことが重要であると認識しております。当社グループでは、引き続きIT人材の獲得を強化するとともに、M&Aや事業提携についても幅広く検討・推進してまいります。

人材の確保と育成

業容の拡大においては、優秀な人材の確保と育成が必要であると考えております。これに対し当社では、管理職者の育成・人材の獲得・既存社員の離職防止を目的として、職位の見直しや研修制度の導入を図る他、個々人の多様な働き方を推進するべく、出社時刻の一部自由化の他、職務内容等を勘案の上可能な職種において、リモートによる自宅勤務についても導入しております。今後も社内教育及び社内環境の整備と充実を図ることにより、優秀な人材を確保し、個々の能力向上に努めてまいります。

組織の機動性の確保

当社グループの主たる事業が属するデジタルコンテンツ業界は、めまぐるしく技術革新が起こり、環境が素早く変化する業界であります。こうした変化へ迅速に対応するため、当社では、適時、人員配置、組織体制の整備を行い、意思決定の機動性確保を図っております。

内部管理体制の強化

当社グループは、事業拡大に応じたグループ全体の内部管理体制の強化の重要性を認識しております。これに対し当社グループは、管理部門人員の適切数確保や基幹システムの充実による効率化推進に努めてまいります。

個人情報管理の強化

当社グループは、個人情報保護が経営の重要課題であるとの認識のもと、情報管理体制の整備強化に継続的に取り組んでおります。個人情報保護法や社会保障・税番号制度等の法令の定めによる個人情報保護をはじめ、当社においては、2007年に「プライバシーマーク(JISQ 15001:1999)」を取得して以降、2年に1度、プライバシーマークの認定を更新し続けております。

当社は、今後も個人情報の保護管理が全役職員の重要な責務であることを十分に認識し、従業員教育体制を強化し、引き続き情報の適正な取り扱いと慎重な管理に努めてまいりたいと考えております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末時点において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し、維持していくことが重要であると考え、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております体制により企業活動を行っております。

(2) 戦略 (人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略)

当社グループの事業は、主にインターネット市場に属しており、サステナビリティに関する取組みにおいては、 優秀な人材の確保・定着が経営・事業基盤を安定化させるために重要であると認識しております。

そのため、当社グループでは年齢・性別・国籍等の属性にかかわらず、業務上必要なスキルの有無、意欲、周囲とのコミュニケーション意識等に優れた(ポテンシャルを含めます。)人材を確保するとともに、こうした人材が定着し、その能力を伸ばすことが出来る環境の整備に努めております。なお、当事業年度において、連結子会社においては、労働者を雇用しておりません。従って、人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略については、提出会社の状況を記載しております。

(人材の確保・採用)

当社では現時点において中途採用を中心に採用を行っておりますが、採用に当たっては、経験者に限らず、 多種多様な業界からの未経験者をそのポテンシャルを重視して採用しております。また、業務においては、内 部において行うべき業務であるかを積極的に検討し、必要に応じて外部への委託を積極的に行うことで各自が 集中すべき業務に集中できるよう努めております。

(人材の育成)

当社では、人材の育成においては、OJT制度をとっており、ビジネスマナーをはじめとする一般的な事項や各職種に特有の事項に関する基礎知識、あるいは社内特有のルール等について、トレーナーが半年間程度かけて教育することとしております。なお、トレーナーには、通常業務に加えてかかる業務負担に対し、その対象人数と育成期間に応じてトレーナー手当が支払われます。

また、当社では、E-learningシステムを導入し、入社後の研修や役職者用の研修、年に1回以上開催されるコンプライアンス研修及び個人情報保護研修において使用する他、自発的な学習意欲を応援する手段の一つとして全ての社員に提供しております。

(人材の定着)

当社は、対面コミュニケーションの重要性を重視する考えでありますが、職務内容に合わせて各事業の責任者の判断のもと、リモートによる就業を行うことが出来る他、一定の時間範囲(8時から12時の間)において出勤時刻を選択できる制度を導入しております。今後も引き続き検討を行い、個々の事情等を勘案し、可能な限り柔軟な判断をもって優秀な人材の獲得及び定着を促す環境の整備に努める所存です。

(3) リスク管理

当社グループは、コンプライアンス規定及びリスク管理規程等に基づき、全社がコンプライアンスを徹底するための体制を構築しております。また、状況に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士などの外部専門家からアドバイスを受けられる体制を整えるとともに、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

当社グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。

(4) 指標及び目標(人材の育成及び社内環境整備の方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績、 指標及び目標)

当社グループは、優秀な人材の確保・定着が経営・事業基盤を安定化させるために重要であると認識しており、そのためには多様な人々と良質なコミュニケーションを取り、相互理解とより良い価値創造へ繋げることが必要であると考えております。当社グループでは、国籍や性別等の属性ではなく、業務上必要なスキルの有無、意欲、周囲とのコミュニケーション意識等を判断基準として人材を採用・育成・登用しており、何かしらの属性に偏った採用・育成・登用を行っていないことから、現時点において、特別に指標及び目標を定めておりません。なお、当事業年度において、連結子会社においては、労働者を雇用しておりません。

当社は、現在、各指標の数値目標を定めておりませんが、管理職に占める女性の割合においては、雇用均等基本調査(令和6年厚生労働省)における、「課長相当職以上の管理職に占める女性割合13.1%」並びに第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月男女共同参画局)における「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度(民間企業の女性登用目標課長相当職以上の管理職に占める女性の割合30%)」を現時点において上回っております。これは、当社の主力事業である「占いコンテンツ」のユーザーの80%以上が女性であり、自然的に制作側となる当社の人員についても女性比率が比較的高くなる傾向にあることが関係しているものと思われます。

当社では占い分野における知見とデータを新たな事業機会の源泉と位置づけ、今後、占いコンテンツを核としたユーザー体験の深化を図るとともに、ユーザー行動や嗜好等に関するデータを分析・活用し、BtoB向けのマーケティング支援やデータ活用サービスなど、周辺領域への事業展開を進めることを企図しております。これに伴い、採用においては、これまでとは異なるニーズが生じており、今後当社グループにおける人材の男女比率には、変化が生じることが見込まれますが、前述の傾向については引き続くものと考えております。

なお、男女別の賃金格差においては、「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (4) 注4」に記載のとおり、市場価値が高騰している技術職 (エンジニア)の89%が男性労働者であること及び男性労働者が管理職に占める割合が女性労働者より高いためであり、性別等の属性にとらわれない評価を行っているものと判断しております。

当社といたしましては、引き続き現状について適時把握し対処することで、今後も改善を重ね、よりよい組織・体制を構築することによりサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するものとし、指標及び目標については、会社規模等の拡大に合わせて適時その必要有無を検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項を以下に記載しております。 また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断において重要な影響を及ぼすと 考えられる事項については、積極的に開示しております。

当社グループではこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の予防及び発生した際の対応に努力する所存でございますが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載内容も併せて慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループの事業または当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。現時点で重要ではないと考えているリスクや認識していないリスクが、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性もありますのでご注意ください。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末(2025年8月31日)現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 当社グループの事業内容について

当社グループが提供している占いコンテンツの趣味嗜好について

当社グループが提供している占いコンテンツは、日常生活における消費財を取り扱うビジネスとは異なり、個人の趣味嗜好に訴求するものであると考えられます。そのため当社グループでは、特に現代女性の多様な生き方・考えを分析し、占いの種類を充実させ、多彩なメニューの提供や定期的なリニューアルを行う他、積極的なシステム開発への投資によりレコメンド機能を強化し、ユーザーニーズへの呼応に努めておりますが、ユーザーニーズに合

致するコンテンツを提供し続けることができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

占い師との関係について

当社グループは、占い師に占いコンテンツの監修を委託しております。占術を駆使して導き出される鑑定結果の解釈は、占い師それぞれに解釈の独自性を有していることから、当社グループのコンテンツ制作過程で監修を行う占い師の特性は、コンテンツ制作において重要な要素のひとつとなっており、その対価としてコンテンツの売上高の一定割合をロイヤリティとして占い師に支払っております。また、著名な占い師が監修するコンテンツは、その知名度・認知度の高さからユーザーへの訴求力といった点で優位性を有していると考えられることから、販売面においても当該占い師の位置付けは重要なものとなっております。そのため、コンテンツの監修を依頼している占い師の人気が低下した場合やイメージダウンに繋がる事象が起きた場合には、監修するコンテンツの売上高、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、著名な占い師の獲得は非常に競争が激しく、その獲得競争においては、ロイヤリティの引き上げが発生する可能性があります。この場合、当該占い師が監修するコンテンツの営業利益及び当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

占いコンテンツ市場について

従来、占いの提供の手法としては、占い師と対面鑑定や書籍による占いの提供の形態が中心でした。そのような中、携帯電話利用者向け及びPC利用者向けに占いをプログラム化し、デジタルコンテンツとしてネットワークで提供し、かつユーザーが属性入力することによって占い結果の表示が多岐にわたって出来るようになったことが、当社グループのビジネスが成立する基盤となっております。将来的に利用者のニーズの変化や占い市場規模そのものが変化した場合、またはネットワーク上において無料占いの利用が中心となり課金形態のマーケットが縮小した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

コンテンツ制作にかかる人材について

当社グループは、コンテンツの制作活動において、文章やデザイン等の表現方法において、個々人の感性や才能に依拠する面があり、制作に携わる人材そのものが大きな役割を占めております。このような認識のもと、当社グループは設立以来、業容の拡大に合わせて積極的に人材の採用活動を行うとともに、社内で一貫して制作できる体制の構築に注力してまいりました。今後も必要な人材の確保及び育成に注力する所存でありますが、当社グループの事業環境においては、絶えず技術革新が起こり、また、人材の流動性も高いため、人材確保が困難となり若しくは流出する場合、又は業容の拡大や変更によって外部への制作委託割合が上昇する場合は、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

特定分野のコンテンツへの依存について

本書提出日現在において、当社は「占い」コンテンツを中心としたサービスを提供しており、事業収益の相当部分が当該分野に依存しています。占いサービスに関連した市場規模の合計(主要6市場の合算値)は、2023年度で997億円と推計()されており、十分な収益拡大のポテンシャルを秘めた市場であることから、当社はこれを一方的なリスクとして捉えるのではなく、当該分野における知見とデータを新たな事業機会の源泉と位置づけ、占いコンテンツを核としたユーザー体験の深化を図るとともに、ユーザー行動や嗜好等に関するデータを分析・活用し、BtoB向けのマーケティング支援やデータ活用サービスなど、周辺領域への事業展開を進めることで、占い分野における強みを維持しつつ、当社の事業ポートフォリオを多角化し、中長期的な収益基盤の安定化と持続的成長を実現していく考えです。しかしながら、占い市場の動向や消費者の嗜好変化、競合状況等によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

プラットフォーム提供事業者等への販売の依存について

当社グループは、プラットフォーム提供事業者等との契約などに基づいてコンテンツを複数提供しております。 現在、プラットフォーム提供事業者等との関係は良好であると認識しておりますが、一方で、ISPをはじめ、一部 プラットフォームにおいては、占いコンテンツの配信停止あるいは縮小を決定する他、配信手数料の引き上げ等が 発生しており、今後更にプラットフォーム提供事業者等において、コンテンツの内製化やコンテンツ数あるいは配 信そのものの制限又は停止等を決定することも想定されます。当社としましては、ISPや移動体通信事業者以外の プラットフォームの拡大及び自社メディア等の拡充を行うことにより、リスクの低減を図ってまいりますが、プ ラットフォーム提供事業者等による方針の変更、契約の終了、契約内容の変更等が生じた場合には、当社グループ の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

利用料金の徴収について

プラットフォーム提供事業者等のうち、一部のISPや移動体通信事業者とは、コンテンツ利用料金の回収代行を委託する契約を締結し回収を委託しております。その利用料金の回収代行に関する契約では、一定期間その代金の回収に対し契約した所定の手続きをとれば回収責任を果たし、未回収代金については当社への支払いを免責されることになっております。将来的に回収システムの変更や代金未納者が増加した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

広告収入について

デジタルコンテンツ事業においては、コンテンツへの課金と広告収入を主としております。広告収入においては、自社メディアの集客力が向上することで広告媒体価値が高まることに伴い収益が拡大いたしますが、広告宣伝活動は景気の影響を受けやすいため、広告出稿元の予算縮小等により、広告収入が減少する可能性があります。また、我が国における検索シェアのほとんどをGoogle社の検索エンジンが占める中、広告による収益拡大には、GoogleでのSEO(注)を成功させることが重要となります。そのため、同社の方針又はアルゴリズムに変更等が生じた場合は、広告収入が減少する可能性があります。これらに対し当社グループは収益形態の多様化を図ることで外部要因によるリスクの低減を図っておりますが、経済状況が悪化した場合やGoogle社の方針変更等が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) SEO: Search Engine Optimization 検索エンジン最適化

サービスの開発について

当社グループでは、各事業のサービスに係るシステムについて、主に自社で開発しております。開発計画は、サービスの企画及びリリース時期に合わせ、慎重に計画しておりますが、サービス内容、企画の変更や、ユーザーニーズにより、変更が生じる場合があります。また、当社グループでは、採用強化により開発人員の確保に努めておりますが、市場価格の高騰やニーズの不一致により人員が確保できない場合は、開発遅延によるサービス開始時期の遅れが生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業の展開について

「特定分野のコンテンツへの依存について」に記載のとおり、当社は現在、占いコンテンツを中心とした事業を展開しており、当該分野への依存度が高い状況にあります。こうした状況を踏まえ、当社では、占いコンテンツを核としたユーザー体験の深化を図るとともに、ユーザー行動や嗜好等に関するデータを分析・活用し、BtoB向けのマーケティング支援やデータ活用サービスなど、周辺領域への事業展開を進めてまいります。しかしながら、これらの新規事業は当社にとって新たな取り組みであり、事業基盤の確立、顧客ニーズの的確な把握、人材やノウハウの確保、データ利活用における法令遵守など、解決すべき課題やリスクが想定されます。また、新規事業においては、開始早々より軌道に乗った展開ができる可能性は低く、方針の変更や事業の見直し、事業からの撤退など何らかの問題が発生する可能性も想定されます。当社は、これらの課題に対して体制整備および事業運営上のリスク管理を強化し、持続的な成長と収益基盤の多角化を図ってまいりますが、新規事業の展開が収益獲得に至らず損失が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aに関するリスクについて

当社グループは、さらなる業容拡大のための手段の一つとして、M&Aの実施を積極的に検討しております。検討に当たっては、専門家を含めたデューデリジェンスを実施し、対象企業の業績、財政状況、ユーザー層、競争優位性、当社グループの事業とのシナジー効果やリスク分析結果等を十分に考慮した上で進めております。

しかしながら、事前の調査・検討にもかかわらず、買収後の市場環境の著しい変化があった場合、買収した対象企業の事業が計画通りに進捗せず投下資金の回収が困難となった場合及びデューデリジェンスにおいて発見することが困難であった財務上の問題等が発覚した場合等においては、当社グループの業績や今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

特定人物への依存及びその影響力について

当社代表取締役社長である長沢一男は、当社株式を個人で1,846,100株(17.70%)(注)、自身が代表を務める資産管理会社で4,859,000株(46.59%)(注)保有する主要株主であるとともに、当社代表取締役就任から現在に至るまで事業を推進しております。同氏は、当社グループの経営方針及び経営戦略の決定、事業展開、株主総会での承認を必要とする全ての事項等に多大な影響力を持っており、当社グループは同氏の判断力、企画力、実行力等の属人的経営手腕に大きく依存しております。これに対し当社グループでは、有効な牽制が働く体制の整備のほか、人材の育成に注力し、権限委譲の推進に努めてまいります。現状において、同氏が当社グループ業務から離脱することは想定しておりませんが、何らかの理由により同氏が当社グループにおける業務遂行を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(注)発行済株式数(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数割合を記載しております。

(2) その他

システムの管理について

当社グループは、主たる事業でコンピューターシステム及びネットワークによりサービスを提供しており、サービスを提供するシステムは二重化並びにデータのバックアップ等想定されるトラブルに対して策を講じております。しかしながら、地震等の自然災害や事故等の不測の事態や予測できない外部からの侵入による不正行為、当社役員や従業員の過誤操作等が原因となって障害が発生し、サービスが提供できない恐れがある場合には、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

システム関連の設備投資負担について

当社グループでは、サービスの成長に即してシステムやインフラに対する先行投資を行っていくことが重要であると認識しております。予測されるユーザー数及びトラフィックの拡大に備えるほか、セキュリティの向上を目的として、継続的な設備投資及びAWSをはじめとするクラウドサービスへの移行を実施しておりますが、実際のユーザー数及びトラフィックが当初の予測から大幅に乖離する場合には、設備投資計画の前倒しや投資の増額により先行負担が増加し、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社グループのコンテンツは、インターネットを介して携帯電話、PC、その他タブレット端末で利用されるものが中心となっております。それらのハードウェアやネットワークの技術革新スピードは著しく、今後もコンテンツの提供手段として利便性を増しながら進化していくものと想定されます。当社では、日常的に情報の収集を行い、適時必要な対応を行ってまいる所存でありますが、今後の技術革新の進化の中で、コンテンツで利用される技術が大きく変化した場合、当社グループの技術等が陳腐化し、それに対応するためのコストが増加した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループの事業においては、インターネットでの通信販売を行っております。これらのサービスは「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定商取引に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等の規制対象となっております。当社グループは、これらの法令の考えに則りインターネット上での雑貨類の販売において消費者が適正な選択が行えるようにサイト運営をし、消費者の適正な選択を歪めることのないように価格、機能、効果等の表示について十分検討するよう努め、サイト上の表記義務事項等を遵守しております。しかしながら、将来的に当社グループの事業に関連する分野において、規制の改廃や新たな法律等の制定・施行によって当社グループの行う事業が制約を受けたり、新たな対応を余儀なくされたりする可能性があります。そのような場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護に関するリスクについて

当社グループのデータベースには、当社グループのコンテンツ利用者や物販の利用者の個人情報が蓄積されております。これらの情報に関しては当社に守秘義務があり、当社が知り得た情報については、データベースへのアクセス制限、不正侵入防止のためのシステムの採用や外部データセンターの利用等、個人情報の流出を防止するための諸施策を講じるとともに、プライバシーマークの認定を受ける等、情報管理体制の整備強化に努めております。しかしながら、社内管理体制の問題や社外からの侵入等によりこれらのデータが外部に漏洩した場合には、当社グループへの損害賠償の請求や社会的信用の失墜等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

パンデミックの発生について

当社グループは、職場における従業員の安全・健康確保の重要性を認識し、事象発生時には速やかに在宅勤務に切り替えることにより、従業員の安全・健康を確保しながら、事業活動を維持・継続することが出来る体制を確保しておりますが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が発生した際のように、今後新たな感染症等の発生、流行の長期化により、国内外における経済活動の低迷や景気悪化が継続又は加速する場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害の発生について

当社グループの事業内容にかかわらず、地震、風水害、異常気象等の大規模災害や重篤な感染症が流行した場合は、資産の毀損や従業員の就業不能により、正常な事業活動の継続が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

()株式会社矢野経済研究所「2024 占い・スピリチュアル関連ビジネス市場徹底研究」(2024年9月30日発 刊)

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃金上昇と物価高が並存する中で個人消費が底堅く推移し、日銀の金融 政策修正や円安基調が金融市場に影響を与える一方、輸出企業には追い風となりました。また、世界経済において は、米国の高金利や欧州の低成長、中国不動産市場の調整に直面しつつも、新興国需要や堅調な米国消費に下支え され、不確実性を伴いながらも成長を維持しました。

このような情勢の中、当社グループは、「占い事業」において長年蓄積してきたナレッジを活用し、コンテンツサービスからデータマーケティングサービスへと業容拡大すべく、組織体制の構築、AIを活用したシステムの開発並びに新規サービス「美肌ナビ」の開発に注力してまいりました。

BtoB向けデータマーケティングサービスの立上げ先行投資が生じる中、収益軸である既存サービスにおいては、「きゃらデン」が黒字化した他、電話・チャット占いサービス及び自社メディアが緩やかながらも収益を伸ばしましたが、占い新規コンテンツの不調が影響し、前年同期で減収減益となりました。また、株主数の大幅な増加に伴う管理コスト、採用費及び人件費、並びに外注費等の増加の他、本店移転に伴う費用14百万円が生じたことから営業損失を計上しております。

これらの状況を鑑み、当社は、2026年8月期以降の収益の改善に向け、各事業についてその内容及び進捗等を精査いたしました。その結果、新規事業「美肌ナビ」については、リリース時期の後ろ倒しに伴い収益時期において当初計画とずれが生じていること、並びに現状の当社財務状況およびリソース配分を踏まえ、より高いリターンを目指すべく、一時的に推進速度を緩やかにする判断をし、ソフトウェア114百万円の減損損失を行い、特別損失を計上いたしました。

なお、当社では、当連結会計年度において、第三者割当による第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新 株予約権付社債の発行に係る諸費用7百万円の費用が生じた他、当連結会計年度の予測数値及び業績動向を総合的 に勘案し、繰延税金資産74百万円を取り崩し、同額の法人税等調整額を計上しております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高1,873百万円(前年同期比6.9%減)、営業損失323百万円(前年同期は営業損失141百万円)、経常損失317百万円(前年同期は経常損失148百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失508百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失500百万円)となりました。

セグメントごとの取り組み内容及び経営成績は、以下のとおりであります。

占い事業

占い事業においては、自社Webサイト、ISP、各移動体通信事業者及びApple や Google 等のプラットフォーム 向けに占い鑑定や女性に向けた記事コンテンツを企画・制作・配信する 1 対N向けのサービス及びユーザーと占い 師が電話・チャットで直接、双方向にやり取りできる 1 対 1 向けのサービスを行っております。電話・チャット 占いサービスにおいては、売上は微減したものの、新規システムの導入による業務効率化が奏功し、営業利益は 前期比で増加しました。一方、 1 対N向けのコンテンツサービスにおいては、自社メディアの課金収入が安定的に 収益を伸ばしましたが、占い新規コンテンツがヒットに恵まれない中、体制の構築に向けた採用費及び人件費の 増加が生じ、売上・利益ともに前年同期比で減少しております。

以上の結果、当連結会計年度における占い事業の売上高は1,761百万円(前年同期比7.3%減)、営業利益385百万円(前年同期比20.9%減)となりました。

エンタメ・マッチングサービス事業

エンタメ・マッチングサービス事業においては、SNSを中心に、ネットとリアルの両面で人々の交流・関係構築の機会や場を提供するサービスとして、「きゃらデン」及びシミュレーションゴルフ「LoungeRange」赤坂見附店の運営を行っております。「きゃらデン」については、売上は前年同期比で横ばいとなったものの、新システム導入による業務効率の改善により営業利益が黒字化いたしました。一方、シミュレーションゴルフ店舗については売上が僅少となり、営業損失を計上しております。なお、前年同期比で赤字幅が大きく縮小しておりますが、これは、前連結会計年度において不採算サービス2つから撤退したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度におけるエンタメ・マッチングサービス事業の売上高は109百万円(前年同期比0.5%減)、営業損失7百万円(前年同期は営業損失100百万円)となりました。

その他事業

当社グループでは、企画・開発の初期段階にある事業について、金額又は連結売上高若しくは連結営業利益に 占める割合等から重要性が低いと判断した事業等については、一括して「その他」セグメントとして区分し、計 上しております。当連結会計年度は、韓国コスメEC「Coréel le JAPAN」の運営の他、新規美容関連サービス「美肌 ナビ」(2025年7月正式リリース)の開発、BtoB向けデータマーケティングサービスの推進に注力してまいりま した。当連結会計年度時点においては、システム及びサービス開発にかかる先行投資により損失を計上しており ます。

以上の結果、当連結会計年度におけるその他の売上高は3百万円(前年同期比27.0%増)、営業損失157百万円(前年同期は営業損失96百万円)となりました。

なお、当社は、2026年8月期以降の収益の改善に向け、各事業についてその内容及び進捗等を精査いたしました。その結果、新規事業「美肌ナビ」については、リリース時期の後ろ倒しに伴い収益時期において当初計画とずれが生じていること、並びに現状の当社財務状況およびリソース配分を踏まえ、より高いリターンを目指すべ

く、一時的に推進速度を緩やかにする判断をし、ソフトウェア114百万円の減損損失を行い、特別損失を計上しております。

(2) 生産、受注及び販売の状況

牛産実績

当社グループは、主に占いをデジタルコンテンツ化し、携帯電話向け及びPCサイト向けに提供するデジタルコンテンツ事業を中心としており、デジタルコンテンツ事業以外の占い事業、エンタメ・マッチングサービス事業、その他事業においても、生産に該当する事項がないため記載しておりません。

商品仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)		
	金額(千円)	前年同期比(%)	
占い事業	-	-	
エンタメ・マッチングサービス事業	-	-	
その他	201	116.0	
合計	201	116.0	

(注) 1.金額は、仕入価格によっております。

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)		
	金額(千円)	前年同期比(%)	
占い事業	1,761,219	92.7	
エンタメ・マッチングサービス事業	109,014	99.5	
その他	3,261	127.0	
合計	1,873,495	93.1	

- (注) 1.セグメント間の取引については相殺消去しております。
 - 2.最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先		会計年度 〒9月1日 〒8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)		
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	
LINEヤフー株式会社	560,250	27.8	533,498	28.5	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	225,294	11.2	177,776	9.5	
KDDI株式会社	205,345	10.2	160,638	8.6	

(注) 1.株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社に対する販売実績は、iモードサービス、EZweb 有料情報提供サービスを介してユーザーが情報の提供を受け、その利用代金を当社に代わり、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社が料金回収代行サービスとして回収した金額であります。

(3) 財政状態の分析

資産の状況

当連結会計年度の資産合計は、前連結会計年度末と比較して373百万円減少し、2,277百万円となりました。 これは主に、現金及び預金の減少364百万円、売掛金の減少30百万円、繰延税金資産の取崩しによる減少74百万円 によるものです。

資産の内訳は、流動資産1,860百万円、有形固定資産36百万円、無形固定資産201百万円及び投資その他の資産180百万円となっております。

負債の状況

当連結会計年度の負債合計は、前連結会計年度末と比較して36百万円減少し、1,569百万円となりました。 これは主に、短期借入金の増加97百万円、転換社債型新株予約権付社債の増加300百万円、1年内返済予定の長期 借入金の減少157百万円及び長期借入金の減少325百万円によるものです。

負債の内訳は、流動負債977百万円、固定負債592百万円となっております。

純資産の状況

当連結会計年度の純資産合計は、前連結会計年度末と比較して337百万円減少し、708百万円となりました。 これは主に、利益剰余金の減少508百万円によるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して364百万円減少し、1,595百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により減少した資金は、220百万円(前連結会計年度は44百万円の増加)となりました。

主な増減要因は税金等調整前当期純損失432百万円、減価償却費37百万円、売上債権の減少30百万円、株主優待引 当金の増加33百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により減少した資金の額は、220百万円(前連結会計年度は238百万円の減少)となりました。 これは主に、無形固定資産の取得による支出198百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により増加した資金は、76百万円(前連結会計年度は127百万円の増加)となりました。

主な増減要因は、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入291百万円、長期借入金の借入による収入200百万円、新株予約権の行使による収入166百万円、長期借入金の返済による支出683百万円であります。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの事業活動における主な運転資金需要は、各事業の事業規模拡大や新規事業推進に伴う運転資本及びシステム開発費の増加等であります。

当社グループは、主に内部資金の活用及び金融機関からの借入により資金調達を行っており、これらの事業活動に必要となる資金の安定的な確保に努めております。資金調達においては、市場環境を勘案し、慎重な判断のもと借入を行っております。また、当連結会計年度におきましては、第三者割当による第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行っております。一方で内部資金についてはこれまでの利益剰余金の積み重ねによる現預金を活用しており、各種事業への機動的な投資の実行を可能にするとともに、自己資本比率をはじめとする各指標のもと、資金効率の向上に努めてまいります。

(5) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に見積り、計上しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりですが、当社グループでは、特に以下の重要な会計方針が連結財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

(固定資産の減損)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1(経営方針、経営環境及び対処すべき課題等)」をご参照願います。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3(事業等のリスク)」をご参照願います。

(8) 経営戦略の状況と今後の見通し

「第2 事業の状況 1 (経営方針、経営環境及び対処すべき課題等)」をご参照願います。なお、2026年8月期における通期業績見通しは、売上高2,163百万円、営業損失294百万円、経常損失300百万円、親会社株主に帰属する当期純損失302百万円を予測しております。

- 1. 本報告書に記載する2026年8月期業績の数字は、各事業の見通しに基づき予測する数値となっております。従って、新規事業の進捗に変更がある場合、利用ユーザー数が大幅に見込みを上回る若しくは下回る場合又は当社グループ事業に関連する法令が改正されあるいは情勢が変化した場合、変動する可能性があります。今後、当該連結業績予想に変更が生じた際は、速やかに訂正・開示いたします。
- 2.本記載内容につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき当社で判断したものであります。今後の展開には様々な不確定要素が内在しており、実際の進捗はこれらと異なる場合がありますので、本記載内容を全面的に依拠して投資等の判断を行うことは差し控えられますようお願いいたします。

5 【重要な契約等】

(1) 取引の基本となる契約

契約会社名	契約先	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社 メディア工房 (当社)	ニフティ株式会社	情報提供基本契約	当社がニフティ株式会社 にコンテンツを提供する ための基本契約	1998年12月8日から1999 年3月31日まで(以降1 年間毎自動更新)
姓 式会社		情報提供に関する 契約	当社がヤフー株式会社に コンテンツを提供するた めの基本契約	2004年11月1日から2005 年10月31日まで(以降1 年間毎自動更新)
株式会社 メディア工房 (当社)	ヤフー株式会社	コンテンツ情報掲載委託契約	ヤフー株式会社が構築・ 提供する情報提供サービ スを通じて、当社のWe bサイトにおいてコンテ ンツを提供する契約	2005年9月1日から2006 年8月31日まで(以降1 年間毎自動更新)
株式会社 メディア工房 (当社)	株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ	iモード情報サービ ス提供者契約	当社が株式会社エヌ・ ティ・ティ・ドコモにコ ンテンツを提供するため の基本契約	2004年3月22日から2005 年3月31日まで(以降1 年間毎自動更新)
		iモード情報サービスに関する料金収納 代行契約	当社が提供するコンテンツの情報料を、当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約	2004年3月22日から2005 年3月31日まで(以降1 年間毎自動更新)

		ı	I	
契約会社名	契約先	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社 メディア工房 (当社)	KDDI株式会社	コンテンツ提供に関する契約	当社が K D D I 株式会社 及び K D D I グループ会 社(注)にコンテンツを提 供するための基本契約	2002年9月1日から2003 年8月31日まで(以降半 年間毎自動更新)
		EZweb情報料回 収代行サービス利用 規約	当社が提供するコンテンツの情報料を、当社に代わって利用者より回収することを目的とする規約	契約の当事者間で90日以 上前に相手方に書面で通 知することにより解約す ることができる
株式会社 メディア工房 (当社)	ソフトバンクモバイル 株式会社	コンテンツ提供に関する基本契約	当社がソフトバンクモバ イル株式会社にコンテン ツを提供するための基本 契約	2003年2月12日から2004 年3月31日まで(以降1 年間毎自動更新)
		債権譲渡契約	当社が提供するコンテンツの情報料を、当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約	2003年2月12日から2004 年3月31日まで(以降1 年間毎自動更新)
株式会社 メディア工房 (当社)	LINEヤフー株式会 社	占いサービス提供・ 業務委託契約書	当社がLINEヤフー株 式会社にコンテンツを提 供するための基本契約	2012年8月1日から2013 年7月31日まで(以降1 年間毎自動更新)

⁽注) KDDIグループ会社とは、沖縄セルラー電話株式会社のことであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の総額は234,178千円であり、事業の種類別セグメントの主な設備投資については次のとおりであります。

(1) 占い事業

ソフトウエアの取得等に75,733千円の投資を実施しております。

(2) エンタメ・マッチングサービス事業 ソフトウエアの取得等に8,178千円の投資を実施しております。

(3) その他事業

ソフトウエアの取得等に118,252千円の投資を実施しております。

(4) 全社共通本社

工具、器具及び備品の取得等に32,014千円の投資を実施しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年8月31日現在

	Z025+ 6 A.						101HWIT	
					帳簿価額			
事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエア (千円)	ソフトウエア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
	全社共通	統括業務施設	3,171	13,025	912	-	17,108	8(0)
本社	占い事業	開発及び 業務運営用設備	-	1,117	50,016	98,254	149,389	41(2)
(東京都 港区)	エンタメ・ マッチング サービス事業	開発及び 業務運営用設備	1	0	51,187	-	51,187	4(0)
	その他	業務運営用設備	1	94	-	-	94	6(0)
店舗 (東京都 港区)	エンタメ・ マッチング サービス事業	業務運営用設備	0	0	-	-	0	0(0)

- (注) 1.上記事務所等は賃借中のものであり、その年間賃借料は、120,136千円であります。
 - 2.従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
- (2) 国内子会社 該当事項はありません。
- (3) 在外子会社 該当事項はありません。
- 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	45,200,000	
計	45,200,000	

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	11,300,000	11,300,000	東京証券取引所 (グロース)	単元株式数100株
計	11,300,000	11,300,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第3回新株予約権(2025年6月10日発行)				
決議年月日	2025年 5 月23日			
新株予約権の数(個)	13,400			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-			
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,340,000(注2)			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	475 (注3,4,5,10)			
新株予約権の行使期間	2025年 6月10日~2027年 6月 9日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注6)			
新株予約権の行使の条件	(注7)			
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。また、当社取締役会の決定により本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができる。(注10)			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注9)			

当事業年度末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年10月31日) 現在において、これらの事項に変更はありません。

- 1. 当該新株予約権は、行使価格修正条項付新株予約権付債権等であります。
- (1) 行使価格修正条項付新株予約権付債権等の特質は以下のとおりであります。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式1,690,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、「1.本新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。なお、本新株予約権の行使に際し、当社は自己株式(2025年8月31日現在871,144株)を交付する可能性がある。

行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、当初475円に固定されているが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げ)に修正される。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることはない。また、行使価額修正の効力は、当該取締役会決議に係る通知が新株予約権者に対して行われた日の翌々取引日において発生する。

行使価額の修正頻度

に記載の当社取締役会の決議が行われる都度、修正される。なお、上記に関わらず、直前の行使価額 修正から6か月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできない。 行使価額の下限

本新株予約権の下限行使価額は、本新株予約権の発行にかかる当社取締役会決議の直前取引日の終値の60%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)である317円を下回る場合は、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、行使価額の上限は設定されていない。

割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式の総数は1,690,000株(2025年8月31日現在の発行済株式総数に対する割合は14.96%)、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株で確定している。

本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

540,631,000円(但し、本新株予約権は全部又は一部行使されない可能性がある。)

(2) 行使価格修正条項付新株予約権付債権等に関する事項は以下のとおりであります。

権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取り決め内容 該当事項はありません。

その他

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、「7.自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照)。

- 2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,690,000株とする(割当株式数は100株とする。)。但し、本項第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = <u>調整前割当株式数 × 調整前行使価額</u> 調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2) 号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、475円とする。但し、行使価額は本欄第3項及び第4項の規定に定めるところに従い修正又は調整されるものとする。

4. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日(すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日)から起算して6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日時価」という。)に修正することができる。ただし、修正基準日時価が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌々取引日に生じるものとする。

5. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対して株式報酬として当社普通株式を発行する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で 行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合 は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受け る権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本 新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額)× 調整前行使価額により当該 株式数 = 期間内に交付された株式数 調整後行使価額

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 端数の処理

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる

ものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 6.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- 7. その他の本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2025年5月23日)時点における当社発行済株式総数(11,300,000株)の10%(1,130,000株)(但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(5)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(5)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 本新株予約権の一部行使はできない。
- 8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

9 . 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。 調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

10. 本新株予約権の行使期間

2025年6月10日から2027年6月9日(但し、2027年6月9日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。

11. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(2025年 6 月10日発行)				
決議年月日	2025年 5 月23日			
新株予約権の数(個)	30			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-			
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 631,560 (注1)			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	475 (固定)(注2,3)			
新株予約権の行使期間	2025年6月10日~2028年6月9日(注6)			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注4)			
新株予約権の行使の条件	-			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付された ものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとす る。(注7)			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)			
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び 価額	(注2,4)			
新株予約権付社債の残高 (千円)	300,000			

当事業年度末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年10月31日) 現在において、これらの事項に変更はありません。

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- 2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (2) 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下、「転換価額」という。)は、475円とする。なお、転換価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されることがある。

3. 転換価額の調整

(1) 時価下発行による転換価額の調整

調整前

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を 生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「時価下発行による転換価 額調整式」という。)により転換価額を調整する。

転換価額 転換価額 * 既発行普通株式数 + 交付普通株式数

時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整 後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価(本号第(2)号 に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処 分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、当社又は当社の子会社の取 締役、監査役その他の役員又は従業員に対して株式報酬として当社普通株式を発行する場合、下記ロ の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得 条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付 する場合、及び株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式

の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これ を適用する。

ロ 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基 準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若 しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価 を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたもの を含む。)その他の証券又は権利を発行する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その 他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される当社普通株式を目的とする新株 予約権を除く。)

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株 式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時 価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又 は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、 当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降 これを適用する。

上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、 取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の 転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日 から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方 法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現 金による調整は行わない。

交付普通 = (調整前 - 調整後) × 調整前転換価額により当該期間
交付普通 = (転換価額 - 転換価額) × 内に交付された普通株式数 調整後転換価額

(2) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式(以下「転換価額調整式」と総称す る。)の取扱いは以下に定めるところによる。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引 日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均 値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを 受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、 調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における 当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にと どまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が 発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から この差額を差引いた額を使用するものとする。

(3) 本項第(1)号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換 価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転、株式交付又は株式交換のために転換価額の調整を必要とする

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必 要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に あたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5.合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が組織再編行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本欄に掲げる内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の発行要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の発行要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を 行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権 付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定め る。

- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記 「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から 増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本欄の規定に準じて決定する。

(10)その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

6. 本新株予約権の行使期間

2025年6月10日から2028年6月9日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

7. 新株予約権の譲渡制限

- (1) 本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
- (2) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年4月1日 (注)	5,650,000	11,300,000	-	451,459	-	348,454

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2025年8月31日現在

2020+									
		株式の状況(1単元の株式数100株)							<u> </u>
区分	政府及び		金融商品	その他の	外国法人等		個人		単元未満 株式の状況
	地方公共 団体	金融機関	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(株)
株主数 (人)	-	1	11	77	13	143	22,678	22,923	
所有株式数 (単元)	-	1	255	50,770	106	162	61,661	112,955	4,500
所有株式数 の割合(%)	-	0.00	0.23	44.95	0.09	0.14	54.59	100.00	

(注) 自己株式871,144株は、「個人その他」に8,711単元及び「単元未満株式の状況」に44株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

		2025年	8月31日現在
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社エヌカルテット	千葉県柏市柏554-3	4,859,000	46.59
長沢 一男	東京都港区	1,846,100	17.70
長沢 敦子	東京都港区	182,600	1.75
マイルストーンキャピタルマ ネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6-1 大手町ビル4階	124,000	1.19
長沢 匡哲	東京都新宿区	98,800	0.95
株式会社千里眼	大阪府大阪市中央区西心斎橋2丁目10番32号	82,200	0.79
長谷川 かほり	神奈川県横浜市保土ケ谷区	24,900	0.24
長沢和宙	東京都港区	19,100	0.18
酒井 康弘	神奈川県横浜市青葉区	16,400	0.16
染谷 幸則	埼玉県越谷市	16,000	0.15
馬原 賢吉	東京都渋谷区	16,000	0.15

⁽注)当社は自己株式871,144株(保有割合7.71%)を保有しておりますが、議決権の行使が制限されるため、上記の大株主から除いております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 8 月31日現在

69.86

7,285,100

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 871,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,424,400	104,244	
単元未満株式	普通株式 4,500		
発行済株式総数	11,300,000		
総株主の議決権		104,244	

(注)「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式44株が含まれております。

【自己株式等】

2025年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)		発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社メディア工房	東京都港区赤坂4丁目2番6号	871,100	-	871,100	7.71
計		871,100	-	871,100	7.71

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

EZ /\	当事美	業年度	当其	明間
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	350,000	166,250	-	-
保有自己株式数	871,144	-	871,144	-

⁽注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2025年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの処理状況及び保有状況は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと考え、内部留保の充実及び事業投資並びに各期の経営成績等を総合的に考慮したうえで、配当性向25%~35%を指標とし、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は株主総会であり、「取締役会の決議によって、毎年2月末日の株主に中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当連結会計年度におきましては、親会社株主に帰属する当期純損失508 百万円を計上しておりますため、誠に遺憾ながら配当に関しては見送らせていただくことといたしました。

株主の皆様には心より深くお詫び申し上げますとともに、売上拡大及び利益確保に努め、持続的な事業成長に伴う 株式価値の向上を図ることにより株主の皆様の利益還元に努める所存です。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本を内部統制と位置づけ、「事業運営において有効性と効率性の十分な確保」、「企業の財務報告における信頼性の確保」、「事業運営における法規の遵守の確保」の3つを中心とした基本姿勢のもと、企業の経営目標を達成するために、健全な内部統制を推進し、継続的に企業価値を高めていくことを目指しております。

コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、社外取締役2名を含む6名で構成される取締役会と、社外監査役3名で構成される監査役会設置会社方式を採用しております。本書提出日現在におきましては、役員の半数となる5名が社外役員で構成され、また、そのうち過半数となる4名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。これらにより、経営監視機能の客観性並びに中立性は十分確保されていると判断するとともに、現状の当社事業規模においては実効性のあるガバナンスを実現できていることから、当該体制を採用しております。

当社のコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。

a. 取締役会

当社の取締役会は、本報告書提出日現在、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、月1回定時取締役会及び必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、適宜意思決定を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項や法令上の規定事項について審議や決定を行い、意思決定にあたっては十分な議論・検討が行われており、また業務運営上の重要な報告も適切に行われているなど、取締役の業務執行に対する監督機能が十

分に働いております。取締役会は、長沢一男(代表取締役)、長沢匡哲、酒井康弘、長沢和宙、五十部紀英(社 外取締役)及び和田育子(社外取締役)で構成されております。

b. 取締役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況

当事業年度における取締役会の開催状況及び個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数	
長沢 一男	13回	13回全て	
長沢 匡哲	13回	13回全て	
酒井 康弘	13回	13回全て	
長沢 和宙	13回	13回全て	
五十部 紀英	13回	12回	
和田 育子	13回	13回全て	

c. 取締役会における主な検討事項

取締役会は、月次の報告による各事業の進捗等の把握の他、主な検討事項として、決算、配当、資金調達の他、M&A案件等、当社内規に基づく事業運営上の重要事項について検討を行っており、当事業年度においては、特に第三者割当による第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、株主優待制度の変更の他、上場維持基準への適合に向けた取組み等について検討してまいりました。

d. 監査役会

当社の監査役会は、提出日現在、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、月1回定時監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会に出席するほか、必要に応じて重要な会議へ参加し、職務執行状況の聴取を行うなどして取締役の職務の適法性・妥当性等を監査し、必要があれば意見陳述をしております。また、計算書類及びそれらの附属明細書、並びに連結計算書類に関しては、会計監査人から監査報告を受け、適宜検討を行っております。監査役会は、大塚尚(常勤監査役)、篠原尚之及び松川和人(全て社外監査役)で構成されております。なお、松川和人は2025年11月21日開催の第28回定時株主総会にて選任され就任しております。

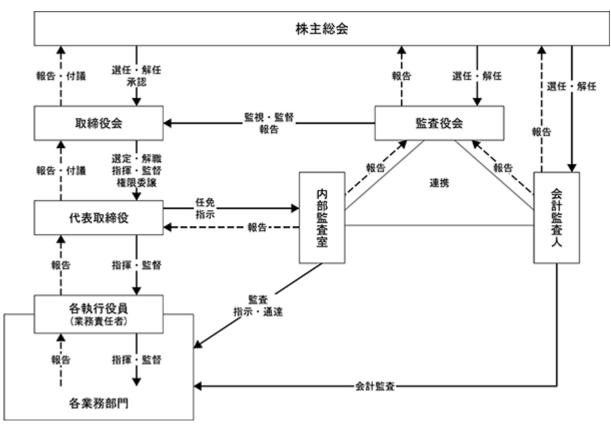
e. 業務執行部(執行役員)

当社は、取締役会と執行機関の役割を明確化するため、任期を1年とする、執行役員制度を導入しております。 なお、当事業年度においては執行役員を選任しておりません。

f. 内部監査室

当社の内部監査室は、提出日現在、2名で構成されており、内部統制システムの有効性について定期的な監査を行い、必要に応じて各事業部に指摘を行うとともにその改善状況について監視を行っております。内部監査室は、常勤監査役との間で、原則月1回又は必要に応じて臨時で会議を行い、内部監査室による監査の状況その他検討すべき事項について適時報告を行っており、常勤監査役がこれを監査役会にて報告することで、監査役会との連携を図っております。なお、当社の内部監査室は、常勤の職員が、他の職務と兼務して行っており、構成員の氏名については重要な職位に就くものでないことから、記載を割愛いたします。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



コーポレート・ガバナンスに関する内部統制等その他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、各業務部門の責任者に取締役を配置し、権限の分掌と取締役会による牽制機能を持たせた形で、各施策の有効性及び業務の効率性並びにコンプライアンスの機能性等の観点から各業務をチェックし、経営目標の達成を目指しております。また内部監査室を設置し、各部門の内部監査を行い、内部統制システムの有効性を検証しております。

当社が、業務の適正を確保するための体制及び当該体制は、以下のとおりです。

- . 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督しております。
- ・法令等の遵守を実現するためコンプライアンス規程を定め、法令遵守統括責任者のもと、管理部門が統括部署としてコンプライアンスに関わる研修を立案・実行し、グループ全社員に対するコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。
- ・全てのグループ会社に適用される内部通報制度及び関連する規程等を整備しております。規程には、通報者 に対する不利益な取り扱いを禁止するよう明確に定めております。
- . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会において、各取締役の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、業務分掌規程や職務権限に係る諸規程に基づき、効率的な職務の執行を図っております。また、諸規程については、法令の改正その他必要が生じた際に適時、その内容について見直しを行っております。
- ・取締役会において、事業の活動計画の達成状況及び各事業の効率性を把握すべく月次決算との対比において 進捗状況を管理する他、適時資産の状況について報告を行い、事業が効率的かつ効果的に行われているか分 析及び議論し、評価しております。
- . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報として、取締役会議事録、稟議書、契約書、会計関係、決算関係、税務関係 書類その他の重要な文書(磁気データ等含む)について、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理を 行い、閲覧可能な状態を整えております。
- ・取締役会においては、その発言をはじめとする取締役の職務の執行に係る情報を、議事の進行を録音することによって、音声としても保存及び管理しております。
- . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループへの損失発生防止と最小化を図ることを目的としたリスク管理規程を定め、これに基づき、リスクとそれに対する対応について関係部署間の連携や的確な対応ができる体制を構築しております。
- ・組織の中で生じると想定されるリスクに対して内部統制を有効に機能させるべく、リスクコントロールマト リクスを定め、各事業責任者との協力のもと事業の進捗に照らし合わせて適時リスクコントロールマトリク ス等を更新し、現場に即した運用を行っております。
- ・リスク管理規程及びリスクコントロールマトリクスの全般的な内容について管理部門が確認し、当社グループ全体のリスクの把握とリスクマネジメント体制の整備に努めております。
- . 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・関係会社管理規程に基づく当社への各種報告や、全グループ会社に適用される内部通報制度の運用を通じて、各子会社の経営管理を行っております。
- ・子会社の管理機能は親会社管理部門が所管しており、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、 研修等を通じて子会社の指導及び支援を行うこととしております。なお、当連結会計年度においては、子会 社において雇用はありません。
- ・内部監査室は、定期的な監査を通じて関係会社のリスク情報の有無を監査し、常勤監査役に報告を行います。
- . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役から要請があった場合、速やかに監査役の職務の補助を行うための適切な人員配置を行い、監査役の 指示による職務遂行、調査権限を認めております。
- ・補助使用人は、兼務可能ですが、当該監査役の指示による職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令 は受けません。
- ・当連結会計年度において、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことについての要請は受けておりませんが、管理部門に窓口となる人員を設けており、適時資料の提出あるいは質疑等へ対応しております。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役は、取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から重要事項の報告を 受ける他、報告を求めることができます。
- ・取締役及び使用人は、当社の業務並びに業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合には、速 やかに監査役に報告しており、これに対し監査役は、適時助言及び指摘を行っております。
- ・取締役又は使用人が、監査役に報告したことを理由とした不利益な処遇は一切行わないものとしております。
- ・常勤監査役は、主に内部監査室との会議を通じて、通常時における会社内部の状況に関する報告を受けある いは質疑応答を行っております。
- ・常勤監査役は、内部監査室から受けた報告等について、監査役会に報告を行い、必要な議論を行った後、内 部監査室を通じてあるいは取締役会において必要な事項について意見又は助言しております。
- . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、会社の重要事項についての報告を受けるとともに、必要に応じて取締役との会合を持ち、業務状況、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査の環境整備等について意見を交換しております。
- ・監査役は取締役や社員に対して報告を求めることができる他、内部監査室や会計監査人とも情報交換を行っており、種々の連携のもと、監査を有効に行っております。
- ・常勤監査役は、原則月1回又は必要に応じて臨時で内部監査室と会議を行い、内部監査室による監査の状況 その他検討すべき事項について適時報告を受け、これを他の監査役に共有し、監査における重点項目の検討 等に活用しております。

b. リスク管理体制の整備の状況

組織の中で生じると想定されるリスクに対して内部統制を有効に機能させるべく、リスクとこれへの対応について関係部署間の連携や的確な対応ができる体制を構築するため、リスク管理規程及びリスクコントロールマトリクスを定めて業務を遂行しております。また、その運営状況については、管理部門が把握し、リスクマネジメント体制の整備に努めておりますが、各事業の進捗に照らし合わせて適時リスクコントロールマトリクス等を更新する体制を強化し、より一層、現場に即した規定等の運用を行ってまいります。

c. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

d. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任及び解任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めておりま

す。

e. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

f. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

g. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応し財務政策等の経営諸施策の機動的な遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

h. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めるほか、取締役6名、監査役3名、その他子会社役員及び執行役員を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

i. 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

j.会計監査人との責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	長沢 一男	1953年 2 月 8 日	1977年4月 株式会社日本債券信用銀行 入行 1998年6月 同行本店営業部第6部 担当部長 2000年12月 当社代表取締役 2010年3月 当社代表取締役社長(現任) 2013年5月 株式会社ギフトカムジャパン 代表取締役(現任) 2016年8月 株式会社ルイスファクトリー(現 ミック ベース) 代表取締役 2018年10月 株式会社メディトラ(現 X Square) 取締役(現任)	` ′	1,846,100
取締役 デジタルコンテンツ部 部長	長沢 匡哲	1980年 3 月20日	2002年4月 当社 入社 2009年1月 当社 第3企画部長 2009年4月 当社 第2企画部長 2010年9月 当社 モバイルコンテンツ事業部長 2011年11月 当社 取締役執行役員 モバイルコンテンツ事業部長 2017年1月 当社 取締役執行役員 AI研究所所長 2017年7月 当社 取締役ゲーム事業部事業部長 2017年8月 株式会社ルイスファクトリー (現 ミックスベース) 取締役 2018年4月 当社 取締役メディア事業部事業部長 (現 メディア部部長) 2019年9月 当社 取締役プロモーション部部長 2021年8月 当社 取締役デジタルコンテンツ部部長(任)	(注) 5	98,800
取締役 One to One Marketing部 部長 経理部 部長	酒井 康弘	1961年 8 月20日	1985年4月 野村證券株式会社 入社 2000年12月 第一通信株式会社 入社 2001年1月 同社 取締役 2002年1月 株式会社リロ・ホールディングス 執行役 株式会社イー・テレサービス 取締役 2005年5月 営業推進第二部長兼制作副本部長 2006年11月 当社 取締役 2012年3月 当社 顧問 2012年11月 当社 取締役管理部門担当 2013年5月 株式会社ギフトカムジャパン 取締役(現任2015年2月 株式会社デュアルタップ 社外監査役 2016年8月 株式会社デュアルタップ 社外監査役 2016年8月 株式会社デュアルタップ 社外監査役 2016年9月 株式会社デュアルタップ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年4月 当社 取締役 One to One Marketing部部 (現任) 2018年10月 株式会社メディトラ(現 X Square) 取締行2019年9月 当社 取締役経理部部長(現任)	(注) 5 長)	16,400
取締役 経営企画部 部長 アライアンス統括部 部長 美容事業統括部 部長	長沢和宙	1985年10月28日	2010年4月 富士通株式会社 入社 2014年9月 当社 入社 2014年11月 株式会社ギフトカムジャパン 監査役 2016年8月 株式会社ルイスファクトリー (現 ミックスベース)監査役 2017年4月 当社 執行役員 管理部部長 2017年7月 当社 アライアンス統括部部長(現任) 2017年11月 当社 取締役(現任) 2018年10月 株式会社メディトラ(現 X Square) 代表取締役(現任) 2019年9月 当社 取締役経営企画部部長(現任) 2021年8月 当社 取締役SNS部部長 2022年11月 株式会社ミックスベース 代表取締役(任) 2024年6月 当社 取締役美容事業統括部部長(現任)	(注) 5	19,100

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	五十部紀英	1982年7月2日	2008年12月 2009年1月 2012年4月 2014年9月 2016年10月 2017年1月 2017年9月 2018年3月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年12月 2019年1月 2021年2月 2021年9月 2021年9月 2021年10月 2021年12月 2023年4月 2023年7月 2023年8月 2023年8月 2023年11月	最高裁判所司法研修所 司法修習生(61期) 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 弁護士法人ITJ法律事務所 入所 中地・五十部法律事務所設立 代表弁護士 弁護士法人アドバンス(現 弁護士法人プロテクトスタンス)として法人化 代表社員(現保的 (機GTM 社外取締役(現任) アジアM&Aコンサルティング(株) 代表和員 琉球アスーーダスポーツクラブ(株) 監査役 行政書士法人ADVANICE TAC設立 代表社員 琉球アスティーダスポーツクラブ(株) 監査役 行政書士法人ADVANICE ASC(現 行政書士法人 一般レントンスクンス)設立 代表社団に、カウスポーツマネジメント(現 伊レントバンスタンスのでは、現任) 一般レントバンスタンスのでは、現代 一般レントバンスのでは、現代では、現代でいていて、は、現分では、現代の 一般大変を表して、現のでは、現代でいて、は、現分では、現代でいて、は、現分では、現代でいて、は、現分では、現代でいて、は、現分では、現代でいて、は、現分では、現代でいて、は、現分では、現代でいて、は、現分では、現代でいて、は、現分では、現代でいて、は、現分では、現代では、現代では、現代でいて、は、現分では、現代でいて、は、現代では、現代では、現代では、現代では、現代では、現代では、現代では、現代	(注) 5	
取締役	和田育子	1971年7月17日	2004年 6 月 2008年10月 2012年 5 月 2013年 7 月 2014年 7 月 2016年 5 月 2016年 9 月 2020年 6 月 2020年 7 月 2023年11月 2024年 6 月	(株)フルスピード 取締役 フリービット(株) グループ経営管理本部長 同社 執行役員(現任) (株)EPARKヘルスケア(現 (株)くすりの窓口) 監査役 (株)アルク 取締役 (株)ギガプライズ 取締役 (株)フリービットEPARKヘルスケア (現 (株)くすりの窓口)取締役	(注)5	

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	大塚 尚	1965年 2 月12日	2008年1月 2009年3月 2010年7月 2012年8月 2014年8月 2015年8月 2016年4月 2018年8月 2020年6月 2022年8月 2023年8月 2023年10月	警察庁入庁 最高裁判所司法研修所入所 警察庁生活安全局知的財産権保護対策官 同情報技術犯罪捜査指導官 経済産業省北海道経済産業局総務企画部長 埼玉県警察本部警務部長 警察庁生活安全局少年課長 警察大学校財務捜査研修センター所長 独立行政法人中小企業基盤整備機構業務統括 役 鹿児島県警察本部長 首都高速道路株式会社 監査役 九州管区警察局長 警察庁退職、東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所 カウンセル(現任) 当社 監査役(現任)	(注) 6	
監査役	篠原 尚之	1953年 2 月 8 日	1975年4月 1977年4月 1981年7月 1985年9月 1986年7月 1990年7月 1994年7月 1995年7月 1998年6月 2006年7月 2007年7月 2015年6月 2015年6月 2015年7月	大蔵省入省 米国留学(プリンストン大学) 成田税務署長 ハーパード大学国際問題研究所アソシエート 国際金融情報センター ワシントン事務所長 財政金融研究所総括主任研究官 埼玉大学客員教授 主計局調査課 主計局 主計官(文部・科学担当) アジア開発銀行 理事 国際局長	(注) 7	
監査役	松川 和人	1957年2月5日	2015年7月 2016年7月 2017年8月	東京国税局 徴収部 管理運営課長 東京国税局 徴収部 次長 芝税務署 署長 松川和人税理士事務所開業 税理士(現任) 当社監査役(現任)	(注)7	
計					1,980,400	

- (注) 1.取締役長沢匡哲は、代表取締役社長長沢一男の長男であります。
 - 2. 取締役長沢和宙は、代表取締役社長長沢一男の次男であります。
 - 3. 取締役五十部紀英及び和田育子は、社外取締役であります。
 - 4.監査役大塚尚、篠原尚之及び松川和人は、社外監査役であります。
 - 5.2025年11月21日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 - 6.2024年11月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 - 7.2025年11月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 - 8. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
伊藤 光茂	1974年 2 月27日	2003年3月 ㈱ドリームインキュベータ 入社 2006年10月 同社 経営管理本部長 2010年8月 ㈱ファーストリテイリング 入社 2013年5月 グリー㈱ 入社 2013年5月 グリー㈱ 入社 2013年12月 ㈱Gunosy 入社 2014年1月 同社 経営企画室長 2014年4月 同社 取締役最高財務責任者 2016年4月 グロービス経営大学院 MBAプログラム非常勤講師 2018年4月 メディフォン㈱ 社外取締役(現任) 2018年6月 ㈱デームエイト 非常勤監査役(現任) 2018年12月 ㈱ミラティブ 入社 2019年4月 ㈱マインディア 社外監査役(現任) 2020年3月 ㈱ミラティブ 取締役副社長兼最高財務責任者 2024年11月 フランチャイズビジネスインキュベーション㈱ 取締役就任(現任) 2025年9月 AI Librarium㈱ 取締役就任(現任)	株
/ご子) 2学 57 56	大水のみば知は		

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、社外取締役及び社外監査役の選任状況は、当社の現時点における経営規模からみて適正であると判断しております。

また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会等に出席し、それぞれの豊富な経験、見識及び専門知識に基づき客観的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、当社の意思決定プロセスにおいて、その適正性を確保しているものと考えております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、社外取締役、社外監査役がその機能及び役割を十分に果たすためには、提出会社からの独立性が重要な要件になると考えております。そのため、その選任に際しては、東京証券取引所が定める独立役員の要件(東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」 5.(3)の2に定める独立性基準)を参考とし、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

なお、本書提出日現在においては、社外取締役として五十部紀英及び和田育子の2名、社外監査役として松川和人1名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査、監査役会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会を通じ、内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携 や内部統制の監督・監査を行っております。具体的には、取締役会において、内部監査結果、監査役監査結果、 会計監査結果及びそれらの概要の報告がなされ、コンプライアンスにかかる社員教育等の実施状況や内部通報制 度等の運用状況、内部統制に関する整備・運用状況に関し報告がなされております。また、社外監査役は、会計 監査人及び内部監査室より監査計画・結果の報告を受け、また、情報交換・意見交換を行うなど相互連携を図っ ております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は3名(うち社外監査役3名)で構成され、法令、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役により構成されております。各監査役は、監査役会が定めた年間監査計画及び監査方針並びに職務分担に従い、取締役会への出席に加え、重要会議等への出席、取締役及び使用人等からその職務の執行状況についての聴取、稟議書や契約書等の重要な決裁書類の閲覧等により業務及び財産の状況を監査しております。また、常勤監査役を中心として、会計監査人及び内部監査室と意見交換を積極的に行い、連携して効率的な監査に努めております。

a. 監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況

当事業年度における監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況については次のとおりです。なお、井上監査役は当事業年度中に任期満了により退任しております。

大塚 尚()	10回	10回全て
篠原 尚之	12回	11回
小野 好信	12回	10回

大塚尚が2024年11月22日開催の第27回定時株主総会にて選任され就任してから当事業年度中に開催された監査 役会の回数であります。

b. 監査役会における主な検討事項

監査役会は、主な検討事項として、当期経営計画の取り組み及び進捗管理の状況、内部統制システムの整備及び運用状況並びに会計監査人の監査実施状況及び職務の執行状況について検討を行っております。なお、当事業年度においては、内規の点検等を行う他、特にソフトウエア資産に係る新規事業の進捗、セキュリティインシデントに対する社内体制の整備状況並びに資金調達の妥当性等について注視すべき検討項目としてまいりました。

c. 常勤監査役の主な活動

常勤監査役は、上記取締役会や重要会議等への出席等の他、内部監査室の監査結果の聴取及び新規事業に関するリスクや社員の離職状況等に関する意見交換の実施、会計監査人との連携による監査方法の妥当性の確認と評価を行っております。また、常勤監査役は、取締役及び使用人等から報告を受けるだけでなく、取締役及び使用人等からの相談に積極的に対応し、助言を行っております。

内部監査の状況

a. 内部監査の方法

内部監査室(2名)は、社長直轄組織として各部門について事業活動の状況に照らし、内部統制が有効に機能しているか評価することを主たる目的として内部監査を実施しております。具体的には、内部監査室は、年間監査計画に基づいて実査を中心とした内部監査を行い、監査報告書等を作成のうえ、社長に報告しております。また、内部監査室は、改善すべきとの判断に至った項目について被監査部門に対し改善を指示し、被監査部門からの改善報告を受けた後、改善状況の確認を行い社長に改善状況を報告いたします。

b. 監査機関の相互連携

内部監査室による監査結果は、内部監査室と常勤監査役との会議及び常勤監査役による当該会議の内容に関する監査役会への報告を通じて、実質的に監査役会にも報告されている他、監査役会の要請がある場合は直接監査役会に報告を行うこととしており、監査の有効性・効率性を高めております。一方、取締役会への報告については、現時点において仕組化されている方法はございませんが、実運用においては、取締役会からの要請又は内部監査室会から必要に応じて取締役会への報告事項として適宜報告することとしております。なお、会計監査人は、四半期毎の内部統制監査を通じて、内部監査室が行った業務監査の内容や、監査結果の閲覧、監査室担当者との意見交換等により会社の実態を把握し、会計監査業務の補完を図っております。

会計監査の状況

a. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

3年(2022年11月就任)

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員:石上 卓哉 指定有限責任社員 業務執行社員:下川 高史

d. 会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 7名、その他の補助者 12名

e. 監査公認会計士等選定の理由

当社は、会計監査人の選定にあたっては、監査チームの独立性、専門性、品質管理体制、国内外における監査 実績及び監査報酬等を総合的に勘案して決定することとしております。なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁 から2023年12月26日付で処分を受けており、その概要は以下のとおりであります。

(処分対象)

太陽有限責任監査法人

(処分の内容)

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査 契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除 く。)

- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止 3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

(処分理由)

他社の訂正報告書の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な 虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

太陽有限責任監査法人から、処分理由、処分の内容及び業務改善計画の概要等について説明を受け、業務改善について着手し、施策については概ね完了していることを確認しております。また、監査契約の期間更新を行うことについては処分の対象外であることから当社監査業務への影響はなく、過年度における監査実績を踏まえて、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査体制等を総合的に勘案し、太陽有限責任監査法人においては、職務を適切に遂行しているものと判断し、同監査法人を会計監査人とすることについて問題ないものと判断いたしました。

今後も監査役会にて太陽有限責任監査法人に対し業務改善の履行状況について報告を求め、改善状況を確認してまいります。なお、太陽有限責任監査法人及びその業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

f. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案内容に決定することとしております。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

g. 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」及び「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容、報告等を確認し、太陽有限責任監査法人は、期待される機能を十分に発揮していると評価しております。また、監査役会は、同法人による会計監査は、適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

FT ()	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
区分 監査証明業務に 非監査業務に 基づく報酬(千円) 基づく報酬(千円)		監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)		
提出会社	29,000	-	28,230	-	
連結子会社	-	-	-	-	
計	29,000	-	28,230	-	

- b. 監査公認会計士と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 該当事項はありません。
- c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人の監査方針、監査内容、監査日数及び監査業務に携わる人数等を勘案して監査法人と協議の上、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

なお、当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計 監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条 第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針にかかる事項

当社における取締役の報酬限度額は、2005年11月25日開催の定時株主総会決議に基づき、定款の定める員数に対し年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、2004年11月26日開催の定時株主総会決議に基づき、定款の定める員数に対し年額30,000千円以内となっております。当社役員の報酬等の額は、これらの株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。

a. 取締役会

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、2021年2月22日開催の取締役会で下記の通り定め、決議しております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、各取締役の役割、責任範囲、貢献度合い及び業績等を総合的に勘案し、代表取締役が提示した額に対し社外取締役が必要な意見を述べ、代表取締役は決定の際にはその意見を最大限尊重していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。

(取締役の個人別の報酬等の額について)

代表取締役が各取締役の役割、責任範囲、貢献度合い及び業績等を総合的に勘案して決定します。代表取締役に一任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰的に見たうえで、各取締役の責任や役割等の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、本報告書提出日現在において報酬額を決定する者、委任する権限及び委任された権限が適切に行使される為の措置は以下の通りです。

役職及び氏名:	代表取締役社長 長沢 一男
委任する権限:	取締役の個人別の報酬等の額(固定報酬)
適切行使のための措置:	代表取締役は、個別の役員報酬額について、決定する前に社外取締役にその内容等の妥当性について説明するものとし、これに対し社外取締役から意見がある場合は当該意見を勘案し、その内容を個別の役員報酬額に反映するよう努める。

(固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額(全体)に対する割合) 報酬等は、固定報酬を全額とし、株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬を採用しておりません。

(取締役に対し報酬等を与える時期又は条件)

役員報酬規程第5条に定める通り、原則として年俸制とし、支払については年俸を12等分した額を月額として毎月別途定められた日に支払うものとしております。ただし、月の途中で就任または退任する場合、もしくは年俸に変更があった場合は、日割りにて計算いたします。

b. 監查役会

監査役の報酬に関する事項については、毎年株主総会開催後に行われる監査役会において、常勤監査役 大塚尚を中心として、監査役全員の協議にて決定しております。なお、監査役の報酬については、独立性確保の観点から月額報酬のみを支給することとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる
役員区分	(千円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	役員の員数 (人)
取締役(社外取締役を除く)	114,240	114,240	•	•	-	4
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	21,700	21,700	-	-	-	6

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「保有目的が純投資

目的である投資株式」、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

当社は、純投資目的である投資株式については原則保有しておりません。一方で、純投資目的以外の目的である投資株式については、事業機会の創出や、協業関係の構築、維持又は強化等の事業戦略上の必要性などを考慮して、中長期的な観点から当社グループの企業価値向上に資すると判断した場合、保有することとしております。業務執行部においては、株式の保有合理性を取引の経済合理性について定期的に検証することとしており、取締役会はその検証結果を総合的に勘案してその保有の合理性について決議し、保有合理性が著しく低いと判断される株式については適宜、譲渡あるいは市場での売却を行うこととしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄) 該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	75
非上場株式以外の株式	-	-

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 (特定投資株式)

該当事項はありません。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務 諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種セミナーへの参加及び専門誌の購読等を通して、積極的な情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2024年 8 月31日)	当連結会計年度 (2025年 8 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,960,337	1,595,94
売掛金	227,283	196,87
仕掛品	2,750	7,93
貯蔵品	293	13
その他	41,075	59,99
貸倒引当金	635	55
	2,231,105	1,860,33
固定資産		
有形固定資産		
建物	70,788	70,78
減価償却累計額及び減損損失累計額	67,144	67,61
	3,643	3,17
	89,411	102,84
減価償却累計額及び減損損失累計額	86,252	88,60
 工具、器具及び備品(純額)	3,158	14,23
建設仮勘定	-	18,60
	6,802	36,00
無形固定資産 無形固定資産		
ソフトウエア	69,153	102,11
ソフトウエア仮勘定	78,038	98,25
その他	960	91
無形固定資産合計 無形固定資産合計	148,152	201,28
投資有価証券	86	
長期貸付金	90,000	80,00
繰延税金資産	74,361	
会員権	5,539	5,49
敷金及び保証金	94,559	94,16
その他	3,973	58
貸倒引当金	3,349	23
ー 上海 一	265,169	180,00
固定資産合計	420,125	417,29
	2,651,230	2,277,62

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2024年 8 月31日)	当連結会計年度 (2025年 8 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	52,025	47,241
短期借入金	-	97,200
1年内返済予定の長期借入金	669,228	511,884
未払費用	43,124	38,731
未払法人税等	6,019	4,425
未払消費税等	5,787	1,757
株主優待引当金	74,114	107,411
その他	137,973	168,954
流動負債合計	988,272	977,604
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	300,000
長期借入金	617,869	292,021
固定負債合計	617,869	592,021
負債合計	1,606,141	1,569,625
純資産の部		
株主資本		
資本金	451,459	451,459
資本剰余金	422,578	442,460
利益剰余金	685,269	177,030
自己株式	514,219	366,835
株主資本合計	1,045,088	704,115
新株予約権	-	3,886
純資産合計	1,045,088	708,001
負債純資産合計	2,651,230	2,277,626

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
売上高	1 2,012,763	1 1,873,495
売上原価	1,012,690	964,462
売上総利益	1,000,072	909,033
販売費及び一般管理費	2 1,141,227	2 1,232,480
営業損失()	141,154	323,447
営業外収益		
受取利息	4,769	6,673
為替差益	6	54
受取保険金	-	3,880
補助金収入	-	16,200
その他	1,151	185
営業外収益合計	5,928	26,993
営業外費用		
支払利息	11,774	11,923
社債発行費	-	8,887
その他	1,111	212
営業外費用合計	12,886	21,022
経常損失()	148,112	317,476
特別損失		
減損損失	з 89,596	з 114,732
事業撤退損失	4 17,081	-
特別損失合計	106,677	114,732
税金等調整前当期純損失()	254,790	432,209
法人税、住民税及び事業税	4,276	1,667
法人税等調整額	11,918	74,361
法人税等合計	16,194	76,029
当期純損失 ()	270,985	508,238
親会社株主に帰属する当期純損失()	270,985	508,238

【連結包括利益計算書】

		(単位:千円)_
	前連結会計年度_	当連結会計年度_
	(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
当期純損失 ()	270,985	508,238
包括利益	270,985	508,238
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	270,985	508,238

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位:千円)

								•	
		株主資本				その他の包括	舌利益累計額		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	451,459	422,578	986,491	514,204	1,346,325	935	935	-	1,345,389
当期変動額									
剰余金の配当			30,236		30,236				30,236
親会社株主に帰属する当期純損失()			270,985		270,985				270,985
自己株式の取得				14	14				14
自己株式の処分					-				-
新株予約権の発行					-				-
新株予約権の行使					-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						935	935	-	935
当期変動額合計	-	-	301,222	14	301,236	935	935	-	300,300
当期末残高	451,459	422,578	685,269	514,219	1,045,088	-	-	-	1,045,088

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位:千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	451,459	422,578	685,269	514,219	1,045,088	-	-	-	1,045,088
当期変動額									
剰余金の配当					-				-
親会社株主に帰属する当期純損失()			508,238		508,238				508,238
自己株式の取得					-				-
自己株式の処分		19,881		147,383	167,265				167,265
新株予約権の発行					-			4,901	4,901
新株予約権の行使					-			1,015	1,015
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						-	-	-	-
当期変動額合計	-	19,881	508,238	147,383	340,973	-	-	3,886	337,087
当期末残高	451,459	442,460	177,030	366,835	704,115	-	-	3,886	708,001

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		,
税金等調整前当期純損失()	254,790	432,209
減価償却費	40,643	37,107
減損損失	89,596	114,732
受取保険金	-	3,880
補助金収入	-	16,200
受取利息	4,769	6,673
支払利息	11,774	11,923
社債発行費	-	8,887
売上債権の増減額(は増加)	45,934	30,410
棚卸資産の増減額(は増加)	1,403	5,028
仕入債務の増減額(は減少)	4,755	4,783
株主優待引当金の増減額(は減少)	74,114	33,296
未払金の増減額(は減少)	12,801	11,435
未払費用の増減額 (は減少)	1,039	4,007
未払消費税等の増減額(は減少)	22,285	10,588
その他	18,190	27,204
小計	51,390	231,245
利息及び配当金の受取額	186	6,591
利息の支払額	10,997	11,823
保険金の受取額	-	3,880
補助金の受取額	-	16,200
法人税等の支払額	1,095	4,089
法人税等の還付額	4,689	58
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,172	220,427
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,250	32,155
無形固定資産の取得による支出	134,164	198,083
敷金及び保証金の差入による支出	2,351	-
貸付けによる支出	100,000	-
貸付金の回収による収入	-	10,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	238,766	220,239
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	97,200
長期借入れによる収入	899,791	200,000
長期借入金の返済による支出	740,809	683,192
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	291,112
新株予約権の発行による収入	-	4,901
新株予約権の行使による収入	-	166,250
自己株式の取得による支出	14	-
配当金の支払額	31,459	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	127,507	76,271
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	67,086	364,395
現金及び現金同等物の期首残高	2,027,423	1,960,337
現金及び現金同等物の期末残高	1,960,337	1,595,941

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社ギフトカムジャパン

株式会社ミックスベース

株式会社X square

(2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

2 . 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

- 3.会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しており ます。

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建

物 3~39年

工具、器具及び備品 3~10年

無形固定資産

自社利用目的のソフトウエア

社内における利用可能期間(2~5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基に算定した予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により1年以内に取引対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

直接課金

占い事業の大半において、主に当社のコンテンツ又はサービスを、自社Webサイト、ISP、各移動体通信事業者及びプラットフォームを介して提供しております。顧客がコンテンツ又はサービスを購入した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。

ポイント課金

占い事業及びエンタメ・マッチングサービス事業の一部において、サービスの利用をポイントによって行うポイント型課金を行っております。ポイントは顧客の購入金額に応じて付与しております。付与したポイントについては履行義務として識別し、ポイント付与時に負債を認識するとともに、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

広告収益

占い事業の一部において、自社で運営するメディアに顧客である広告配信業者等の広告を掲載する広告事業を行っております。顧客との契約に基づいて、掲載により履行義務が充足されるものは、掲載時点で顧客に支配が移転すると判断し収益を認識しております。クリック課金型広告の場合はユーザーが広告をクリックした時点、成果報酬型広告等の場合はユーザーが広告をクリックし顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の 見積りにより当連結会計年度の連結財務諸表にその額を計上した項目のうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重 要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

「1.固定資産の減損」

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産 36,008千円 無形固定資産 201,285千円 減損損失 114,732千円

会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、管理会計上の区分を基礎として、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行っており、本社の固定資産等は共用資産として、共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来 キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損 損失として計上することとしております。

回収可能価額は、次年度の予算及び事業計画を基礎とした使用価値により算定しており、使用価値の算定においては、各事業別の売上高及び利益の予測等の重要な仮定が含まれております。

これらの見積りは、経営環境の悪化や事業戦略の変更等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における有形固定資産及び無形固定資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)ほか、関連する企業会 計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2024年8月31日)	(2025年8月31日)
契約負債	13,998	3,001

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との 契約から生じる収益の金額は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

級儿員及び「放告注意のプラエ安な負責及び並設は人のとのうであります。							
	前連結会計年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)					
広告宣伝費	307,850千円	279,507千円					
業務委託料	125,900	160,614					
役員報酬	137,290	135,940					
給与手当	115,416	129,726					
貸倒引当金繰入額及び貸倒損失	3,879	321					
株主優待引当金繰入額	74,114	106,212					

3 減損損失

前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

13		H 2020 3/3 H Y 2021 0/	JOI H /	
	場所	用途	種類	金額 (千円)
			建物	11,143
		事業用資産	工具、器具及び備品	2,049
	東京都港区		ソフトウエア	48,425
			ソフトウエア仮勘定	25,639
		その他	投資その他の資産	2,339

当社グループは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

占い事業のうち自社利用目的で開発をしていたソフトウエア仮勘定については、当初想定していた費用削減の効果が見込めなくなったため、減損損失を計上しております。

エンタメ・マッチングサービス事業のうちCarryGo!のソフトウエア及びソフトウエア仮勘定、その他の事業のうち韓国食品ECサイトのソフトウエアについては、事業からの撤退によるため、減損損失を計上しております。

エンタメ・マッチングサービス事業のうちLoungeRangeの建物、工具、器具及び備品並びに投資その他の資産、その他事業のうち韓国コスメECサイトのソフトウエアについては、当初想定していた収益が見込めなくなったため、減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、撤退を決定していること、あるいは当初想定していた収益獲得もしくは費用削減の効果が見込めなくなったことから、使用価値を零としております。

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

場所	用途	種類	金額(千円)	
电心拟进区	事業用資産	ソフトウエア	97,972	
東京都港区	尹未用貝性 	ソフトウエア仮勘定	16,760	

当社グループは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

その他の事業のうち美肌ナビアプリのソフトウエア及びソフトウエア仮勘定について、回収に当初想定していた 以上の期間がかかる見込みとなったため、減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、当初の見積期間内での回収が見込めないことから、使用価値を零としております

4 事業撤退損失

前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

エンタメ・マッチングサービス事業のうち、CarryGo!からの撤退に伴い発生する費用等17,081千円を特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日) 該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,300,000	-	-	11,300,000
合計	11,300,000	-	-	11,300,000
自己株式				
普通株式 (注)	1,221,077	67	-	1,221,144
合計	1,221,077	67	-	1,221,144

⁽注) 普通株式の自己株式の株式数の増加67株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2.新株予約権等に関する事項該当事項はありません。

3.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	
2023年11月24日 定時株主総会	普通株式	30,236	3.0	2023年 8 月31日	2023年11月27日	

⁽²⁾ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,300,000	-	-	11,300,000
合計	11,300,000	-	-	11,300,000
自己株式				
普通株式 (注)	1,221,144	-	350,000	871,144
合計	1,221,144	1	350,000	871,144

⁽注) 普通株式の自己株式の株式数の減少350,000株は、新株予約権の行使による減少であります。

2.新株予約権等に関する事項

会社名		目的となる		当連結会計			
	内訳 特式の種		当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	年度末残高 (千円)
	第3回新株予約権	普通株式		1,690,000	350,000	1,340,000	3,886
提出会社	第1回無担保転換社 債型新株予約権付社 債の新株予約権 (2025年6月10日発 行)	普通株式		631,560		631,560	(注)
合計			2,321,560	350,000	1,971,560	3,886	

⁽注) 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

(変動事由の概要)

第3回新株予約権の発行による増加

1,690,000株

第3回新株予約権の権利行使による減少

350,000株

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による増加 631,560株

EDINET提出書類 株式会社メディア工房(E05622) 有価証券報告書

- 3.配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金勘定	1,960,337千円	1,595,941千円
現金及び現金同等物	1,960,337	1,595,941

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資について銀行預金等の安全性の高い短期的な金融資産により運用しており、必要に応じ主に銀行借入により資金調達を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先毎に期日管理及び残高管理を行っております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の信用状況を定期的に 把握する体制を敷いております。

短期借入金及び長期借入金は、主に手元資金の流動性を確保するための資金調達です。また、転換社債型新株予約権付社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であり、恒常的に売掛金残高の範囲内にあり、流動性リスクは回避しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年8月31日)

133244241 122(202:10730:117			
	連結貸借対照表 計上額(千円) 時価(千円)		差額(千円)
長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	100,000	99,505	494
資産計	100,000	99,505	494
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,287,097	1,279,632	7,464
負債計	1,287,097	1,279,632	7,464

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません((注1)をご参照ください。)。また、「現金及び預金」、「売掛金」及び「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されているため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年8月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	90,000	84,270	5,729
資産計	90,000	84,270	5,729
転換社債型新株予約権付社債	300,000	295,699	4,300
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	803,905	797,691	6,213
負債計	1,103,905	1,093,391	10,513

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません((注1)をご参照ください。)。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されているため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2024年 8 月31日)	当連結会計年度 (2025年 8 月31日)
非上場株式	86	0
合計	86	0

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年8月31日)

	1 年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
現金及び預金	1,960,337	-	-
売掛金	227,283	-	-
長期貸付金	10,000	90,000	-
合計	2,197,620	90,000	-

当連結会計年度(2025年8月31日)

コ建湖安町千及(2020千0万01日)			
	1 年以内	1年超5年以内	5 年超
	(千円)	(千円)	(千円)
現金及び預金	1,595,941	-	-
売掛金	196,873	-	-
長期貸付金	10,000	80,000	-
合計	1,802,815	80,000	-

(注3) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年8月31日)

1375 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	i 0/30:H/					
	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	669,228	442,028	175,841	•	-	ı
合計	669,228	442,028	175,841	-	-	-

当連結会計年度(2025年8月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	97,200	-	-	-	-	-
転換社債型新株予約 権付社債	1	1	300,000	-	-	-
長期借入金	511,884	242,897	49,124	-	-	-
合計	609,084	242,897	349,124	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年8月31日)

30年前4月11年10月11日)							
区分	時価 (千円)						
△ 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	1	99,505		99,505			
資産計	-	99,505	-	99,505			
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	-	1,279,632	-	1,279,632			
負債計	-	1,279,632	-	1,279,632			

当連結会計年度(2025年8月31日)

▽ ハ	時価 (千円)					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	1	84,270	-	84,270		
資産計	-	84,270	-	84,270		
転換社債型新株予約権付社 債	-	295,699	-	295,699		
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	-	797,691	-	797,691		
負債計	-	1,093,391	-	1,093,391		

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、 割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、 割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、当該転換社債型新株予約権付社債の元利金を同様の新規発 行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しており ます。

(退職給付関係)

当社グループは、退職給付制度を採用しておりませんので、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、該当事 項はありません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 8 月31日)	当連結会計年度 (2025年 8 月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	743千円	1,172千円
未払事業所税	264	264
貸倒引当金超過額	10,090	9,112
ゴルフ会員権評価損	1,192	1,120
減価償却超過額	5,810	3,400
事業整理損	348	72
減損損失	39,167	55,783
関係会社株式評価損	64,335	64,335
繰越欠損金(注)	159,194	225,426
株主優待引当金	22,693	32,889
その他	509	414
繰延税金資産小計	304,352	393,993
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	109,997	225,426
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	119,992	168,566
評価性引当額小計	229,990	393,993
繰延税金資産合計	74,361	-
繰延税金資産純額	74,361	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年 8 月31日)						(単	位:干	·円)
	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超		合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	39,281	-	-	10,496	109,415		159,194
評価性引当額	-	29,408	-	1	10,496	70,092		109,997
繰延税金資産	-	9,872	-	-	-	39,323	(b)	49,196

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、当社の将来の収益力に基づく課税所得見込を考慮した結果、回 収可能と判断しております。

当連結会計年度(202	25年8月31日)
-------------	-----------

当連結会計年度(2025年8月31日) (単位:千円)							位:千円)
	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	39,281	ı	ı	1,288	30,063	154,793	225,426
評価性引当額	39,281	ı	ı	1,288	30,063	154,793	225,426
繰延税金資産	-	1	ı	ı	1	ı	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 前連結会計年度及び当連結会計年度共に、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しておりま す。
- 3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が30.6%から31.5%に変更となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2024年8月31日)

当社グループは、不動産賃貸契約に基づく本社ビルの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

当連結会計年度(2025年8月31日)

当連結会計年度において、当社グループの本社を移転することを決議いたしました。不動産賃貸契約に基づく本社ビルの退去時における原状回復に係る債務を有しており、移転にあたり原状回復に係る情報を入手しましたが、原状回復費用の発生見込みがないため、資産除去債務は計上しておりません。

(収益認識関係)

- 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本 となる重要な事項)3.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりでありま
- 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度 末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
 - (1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

		(1 1 - 1 1 1 3 /
	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
	(2023年9月1日)	(2024年8月31日)
顧客との契約から生じた債権	273,217	227,283
契約負債	12,004	13,998

- (注1) 契約負債は、顧客がポイントを購入した時点で加算し、ポイントが使用された時点で減少するものです。
- (注2) 契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。
- (注3) 当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、12,004千円であります。
- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は13,998千円であります。当社及び連結子会社は、当該残存履行義務について、ポイントが利用されるにつれて今後おおむね1年で収益を認識することを見込んでおります。

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末	
	(2024年9月1日)	(2025年8月31日)	
顧客との契約から生じた債権	227,283	196,873	
契約負債	13,998	3,001	

- (注1) 契約負債は、顧客がポイントを購入した時点で加算し、ポイントが使用された時点で減少するものです。
- (注2) 契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。
- (注3) 当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、 13,998千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は3,001千円であります。当社及び連結子会社は、当該残存履行義務について、ポイントが利用されるにつれて今後おおむね1年で収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- 1.報告セグメントの概要
 - (1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各セグメントに属する製品及びサービスの種類

「占い事業」は、自社Webサイト、ISP、各移動体通信事業者及びApple や Google 等のプラットフォーム向けに 占い鑑定や女性に向けた記事コンテンツを企画・制作・配信する、1対N向けのサービス及びユーザーと占い師が電 話・チャットで直接、双方向にやり取りできる1対1向けのサービスを、「エンタメ・マッチングサービス事業」 は、SNSを中心に、ネットとリアルの両面において人々の交流・関係構築の機会や場を提供するサービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠 した方法であります。報告セグメントの利益は、営業損益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高または振替高は市場実勢価格に基づいております。

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報 前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位:千円)

						(
	占い事業	報告セグメント エンタメ・マッ チングサービス 事業	計	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
売上高							
顧客との契約から 生じる収益	1,900,668	109,525	2,010,194	2,568	2,012,763	-	2,012,763
外部顧客への売上 高	1,900,668	109,525	2,010,194	2,568	2,012,763	-	2,012,763
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,900,668	109,525	2,010,194	2,568	2,012,763	-	2,012,763
セグメント利益又は セグメント損失()	487,485	100,359	387,126	96,702	290,423	431,578	141,154
セグメント資産	366,775	77,581	444,356	11,447	455,804	2,195,425	2,651,230
その他の項目							
減価償却費	14,975	13,290	28,266	10,000	38,266	2,376	40,643
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	54,242	74,056	128,299	49,109	177,408	-	177,408

- (注) 1 . 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、EC事業などの事業を含んでおります。
 - 2.調整額は、以下のとおりであります。
 - (1) セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 431,578千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用の 431,578千円が含まれております。全社費用は、主に当社の管理部門に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額2,195,425千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に本社及び管理部門に係る資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額2,376千円は、主に本社及び管理部門の資産に係る減価償却費であります。
 - 3.セグメント利益又はセグメント損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

((単位:千円)
	連結
	D+30 ÷± ±=

	報告セグメント		- - 41		100 Th 417	連結	
	占い事業	エンタメ・マッ チングサービス 事業	計	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注)3
売上高							
顧客との契約から 生じる収益	1,761,219	109,014	1,870,234	3,261	1,873,495	-	1,873,495
外部顧客への売上 高	1,761,219	109,014	1,870,234	3,261	1,873,495	-	1,873,495
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,761,219	109,014	1,870,234	3,261	1,873,495	-	1,873,495
セグメント利益又は セグメント損失()	385,581	7,408	378,173	157,212	220,960	544,407	323,447
セグメント資産	414,372	51,958	466,331	10,326	476,658	1,800,968	2,277,626
その他の項目							
減価償却費	18,475	12,508	30,983	3,469	34,452	2,654	37,107
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	75,733	8,178	83,912	118,252	202,164	32,014	234,178

- (注) 1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、EC事業などの事業を含んでおり ます。
 - 2.調整額は、以下のとおりであります。
 - (1) セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 544,407千円には、各報告セグメントに配分していな い全社費用の 544,407千円が含まれております。全社費用は、主に当社の管理部門に係る費用でありま す。
 - (2) セグメント資産の調整額1,800,968千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産でありま す。全社資産は、主に本社及び管理部門に係る資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額2,654千円は、主に本社及び管理部門の資産に係る減価償却費であります。
 - 3.セグメント利益又はセグメント損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省 略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
LINEヤフー株式会社	560,250千円	占い事業
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	225,294千円	占い事業
KDDI株式会社	205,345千円	占い事業

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1.製品及びサービスごとの情報 セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
LINEヤフー株式会社	533,498千円	占い事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位:千円)

						<u> </u>
		報告セグメント		W	7.00	
	占い事業	エンタメ・マッ チングサービス 事業	計	その他	全社・消去	合計
減損損失	13,025	60,981	74,006	15,590	-	89,596

(注)「その他」の金額は、ECサイトの運営に係るものであります。

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位:千円)

		報告セグメント		7.0/1			
	占い事業	エンタメ・マッ チングサービス 事業	計	その他	全社・消去	合計	
減損損失	-	-	1	114,732	1	114,732	

(注)「その他」の金額は、美肌ナビアプリに係るものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

- (1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
 - (ア)連結財務諸表提出会社の関連会社等 該当事項はありません。
 - (イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 該当事項はありません。
- (2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)		当連結会計年度 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 8 月31日)	
1株当たり純資産額	103円69銭	1株当たり純資産額	67円52銭
1株当たり当期純損失()	26円89銭	1株当たり当期純損失()	50円21銭

(注) 1.前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2.1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	270,985	508,238
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 ()(千円)	270,985	508,238
期中平均株式数(株)	10,078,888	10,121,321
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当た り当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		第3回新株予約権 新株予約権の数 13,400個 (普通株式1,340,000株) 第1回無担保転換社債型新 株予約権付社債 新株予約権の数 30個 (普通株式631,560株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱メディア工房	第1回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	2025年 6月10日	(-)	300,000 (-)		なし	2028年 6月9日
合計			(-)	300,000 (-)			

- (注) 1.「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
 - 2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約 権の発行 価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (千円)	新株予約権の行使 により発行した 株式の発行価額 の総額(千円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込 みに関す る事項
(株)メディア工房 普通株式	無償	475	300,000		100	自 2025年 6月10日 至 2028年 6月9日	(注)

(注)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものと する。

3.連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1 年以内	1 年超 2 年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		300,000		

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	97,200	2.1	-
1年以内に返済予定の長期借入金	669,228	511,884	1.3	-
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	617,869	292,021	1.7	2026年~2028年
計	1,287,097	901,105	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
長期借入金	242,897	49,124	-	-	

【資産除去債務明細表】

当社グループは、不動産賃貸契約に基づく本社ビルの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もなかったことから、資産除去債務を合理的に見積もることができなかったため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。また、当連結会計年度において、当社グループの本社を移転することを決議し、移転にあたり原状回復に係る情報を入手しましたが、原状回復費用の発生見込みがないため、資産除去債務は計上しておりません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(千円)	956,776	1,873,495
税金等調整前中間(当期)純損失()	(千円)	75,278	432,209
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失()	(千円)	69,881	508,238
1株当たり中間(当期)純損失()	(円)	6.93	50.21

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

		(単位:千円 <u>)</u> 当事業年度
	(2024年 8 月31日)	(2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,800,001	1,423,377
売掛金	224,807	194,721
仕掛品	2,750	7,936
貯蔵品	293	137
前払費用	25,029	30,428
立替金	332	221
未収入金	2,737	2,660
未収還付法人税等	47	249
未収消費税等	-	12,222
短期貸付金	10,000	10,000
その他	4,973	4,699
貸倒引当金	635	556
流動資産合計	2,070,339	1,686,098
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,643	3,171
工具、器具及び備品	3,158	14,237
建設仮勘定		18,600
有形固定資産合計	6,802	36,008
無形固定資産		
ソフトウエア	69,153	102,116
ソフトウエア仮勘定	78,038	98,254
その他	960	914
無形固定資産合計	148,152	201,285
投資その他の資産		
投資有価証券	86	(
関係会社株式	89,490	89,490
長期貸付金	90,000	80,000
繰延税金資産	74,361	-
会員権	5,539	5,490
敷金及び保証金	94,559	94,162
その他	3,973	582
貸倒引当金	3,349	235
投資その他の資産合計	354,659	269,491
固定資産合計	509,615	506,784
資産合計	2,579,954	2,192,883

		(単位:千円)
	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	51,816	47,241
短期借入金	-	97,200
1年内返済予定の長期借入金	669,228	511,884
未払金	109,584	102,883
未払費用	42,390	37,927
株主優待引当金	74,114	107,411
未払法人税等	2,968	4,358
未払消費税等	4,530	-
その他	21,507	54,456
流動負債合計	976,140	963,362
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	300,000
長期借入金	617,869	292,021
固定負債合計	617,869	592,021
負債合計	1,594,009	1,555,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	451,459	451,459
資本剰余金		
資本準備金	348,454	348,454
その他資本剰余金	85,697	105,578
資本剰余金合計	434,151	454,033
利益剰余金	·	
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	614,552	94,957
利益剰余金合計	614,552	94,957
自己株式	514,219	366,835
株主資本合計	985,944	633,614
新株予約権	-	3,886
純資産合計	985,944	637,500
負債純資産合計	2,579,954	2,192,883

【損益計算書】

		(単位:千円)_
	前事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
売上高	1,955,332	1,817,985
売上原価	974,064	933,532
売上総利益	981,268	884,452
販売費及び一般管理費	2 1,136,105	1, 2 1,242,885
営業損失()	154,837	358,432
営業外収益		
業務受託料	1 3,000	1 23,400
受取利息	1 4,878	6,426
為替差益	6	53
受取保険金	-	3,880
補助金収入	-	16,200
その他	1,068	84
営業外収益合計	8,952	50,044
営業外費用		
支払利息	11,774	11,923
社債発行費	-	8,887
その他	42	208
営業外費用合計	11,817	21,018
経常損失()	157,702	329,407
特別損失		
減損損失	89,596	114,732
事業撤退損失	17,081	-
特別損失合計	106,677	114,732
税引前当期純損失()	264,380	444,140
法人税、住民税及び事業税	1,224	1,092
法人税等調整額	11,918	74,361
法人税等合計	13,142	75,454
当期純損失 ()	277,523	519,594

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位:千円)

									(1-	<u> </u>
				株主	資本					
			資本剰余金	資本剰余金		利益剰余金				
資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本合 計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	451,459	348,454	85,697	434,151	922,312	922,312	514,204	1,293,719	-	1,293,719
当期変動額										
剰余金の配当					30,236	30,236		30,236		30,236
当期純損失()					277,523	277,523		277,523		277,523
自己株式の取得							14	14		14
自己株式の処分								-		-
新株予約権の発行								-		-
新株予約権の行使								-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	307,759	307,759	14	307,774	-	307,774
当期末残高	451,459	348,454	85,697	434,151	614,552	614,552	514,219	985,944	-	985,944

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位:千円)

		株主資本								
			資本剰余金		利益親	制余金				
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本合 計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	451,459	348,454	85,697	434,151	614,552	614,552	514,219	985,944	-	985,944
当期変動額										
剰余金の配当								-		-
当期純損失()					519,594	519,594		519,594		519,594
自己株式の取得								-		-
自己株式の処分			19,881	19,881			147,383	167,265		167,265
新株予約権の発行								-	4,901	4,901
新株予約権の行使								-	1,015	1,015
当期変動額合計	-	-	19,881	19,881	519,594	519,594	147,383	352,329	3,886	348,443
当期末残高	451,459	348,454	105,578	454,033	94,957	94,957	366,835	633,614	3,886	637,500

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2.棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額 法及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3~39年

工具、器具及び備品 3~10年

(2) 無形固定資産

自社利用目的のソフトウエア

社内における利用可能期間(2~5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、過去の貸倒実績率を基に算定した予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する 通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

直接課金

占い事業の大半において、当社のコンテンツ又はサービスを、自社Webサイト、ISP、各移動体通信事業者及びプラットフォームを介して提供しております。顧客がコンテンツ又はサービスを購入した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。

ポイント課金

占い事業及びエンタメ・マッチングサービス事業の一部において、サービスの利用をポイントによって行うポイント型課金を行っております。ポイントは顧客の購入金額に応じて付与しております。付与したポイントについては履行義務として識別し、ポイント付与時に負債を認識するとともに、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

広告収益

占い事業の一部において、自社で運営するメディアに顧客である広告配信業者等の広告を掲載する広告事業を行っております。顧客との契約に基づいて、掲載により履行義務が充足されるものは、掲載時点で顧客に支配が移転すると判断し収益を認識しております。クリック課金型広告の場合はユーザーが広告をクリックした

時点、成果報酬型広告等の場合はユーザーが広告をクリックし顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資產 36,008千円 無形固定資產 201,285千円 減損損失 114,732千円

会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、管理会計上の区分を基礎として、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行っており、本社の固定資産等は共用資産として、共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来 キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損 損失として計上することとしております。

回収可能価額は、次年度の予算及び事業計画を基礎とした使用価値により算定しており、使用価値の算定においては、各事業別の売上高及び利益の予測等の重要な仮定が含まれております。

これらの見積りは、経営環境の悪化や事業戦略の変更等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合は、翌事業年度に係る財務諸表における有形固定資産及び無形固定資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する債権及び債務

区分掲記した科目以外の関係会社に対する債権及び債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
短期金銭債権	2,373千円	2,366千円
短期金銭債務	2,419千円	787千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
営業取引による取引高	- 千円	21,870千円
営業取引以外の取引高	3,125	23,400

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62%、当事業年度55%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38%、当事業年度45%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年9月1日	(自 2024年9月1日
	至 2024年8月31日)	至 2025年8月31日)
広告宣伝費	306,448千円	278,431千円
業務委託料	125,900	160,614
役員報酬	137,290	135,940
給与手当	115,416	129,726
貸倒引当金繰入額及び貸倒損失	3,907	321
株主優待引当金繰入額	74,114	106,212

(有価証券関係)

前事業年度(2024年8月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式89,490千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2025年8月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式89,490千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
繰延税金資産	(2021 073014)	(2020 0730111)
未払事業税	743千円	1,172千円
未払事業所税	264	264
貸倒引当金超過額	10,090	9,112
減価償却超過額	5,790	3,391
事業整理損	144	72
減損損失	33,389	55,783
株式評価損	64,335	64,335
ゴルフ会員権評価損	1,192	1,120
繰越欠損金	115,172	179,079
株主優待引当金	22,693	32,889
その他	416	414
繰延税金資産小計	254,234	347,637
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	65,976	179,079
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	113,896	168,557
評価性引当額小計	179,872	347,637
繰延税金資産合計	74,361	-
繰延税金資産 純額	74,361	-

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 前事業年度及び当事業年度共に、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日 以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が30.6%から31.5%に変更となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針)「5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

資産の種類	期首帳簿 残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	期末取得 原価
有形固定資産							
建物	3,643	-	-	472	3,171	67,617	70,788
工具、器具及び備品	3,158	13,555	-	2,477	14,237	88,602	102,840
建設仮勘定	-	18,600	-	-	18,600	-	18,600
有形固定資産計	6,802	32,155	-	2,949	36,008	156,220	192,228
無形固定資産							
ソフトウエア	69,153	165,046	97,972 (97,972)	34,111	102,116	-	-
ソフトウエア仮勘定	78,038	202,023	181,806 (16,760)	-	98,254	-	-
その他	960	-	-	46	914	-	-
無形固定資産計	148,152	367,069	279,778 (114,732)	34,158	201,285	-	-

(注) 当期減少額の(内訳)は減損損失による減少であります。

【引当金明細表】

(単位:千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,985	556	3,750	792
株主優待引当金	74,114	107,411	74,114	107,411

(注)貸倒引当金の「当期減少額」は、洗い替えによる減少であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

公告掲載方法い事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。https://www.mkb.ne.jp(1) 基準日 毎年8月31日(初回基準日:2024年8月31日)(2) 対象となる株主様 基準日時点の株主名簿に記載又は記録された株主様のうち100株(単元株)以上の当社株式を保有されている株主様を対象といたします。(3) 株主優待の内容年間株主優待として次のとおりデジタルギフトを進呈いたします。保有株式数 継続保有期間 優待内容 100株(単元株)以上 デジタルギフト 4,000円 100株(単元株)以上 デジタルギフト 5,000円株主に対する特典1 年以上(4) デジタルギフト 5,000円 1 デジタルギフトにはお受取期限及び有効期限がございます。また、有効期限はギフトごとに異なります。 2 対象となる交換先は次の予定です。なお、交換先につきましては、今後変更の可能性がございます。また、一部ギフトは交換レートが異なります。Amazonギフトカード/QUOカードPay/PayPayポイント/dポイント/au	事業年度	9月1日から8月31日まで		
# 2 月末日 8月31日 1 単元の株式数 100株 単元未満株式の買取り 取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 取次所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行 証券代行部 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本終済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載リR L は次のとおり。https://www.mkb.ne.jp (1) 基準日 毎年8月31日(初回基準日:2024年8月31日) (2) 対象となる株主様 基準日時点の株主名簿に記載又は記録された株主様のうち100株(単元株)以上の当社株式を保有されている株主様を対象といたします。 (3) 株主優待の内容 年間株主優待の内容 年間株主優待の内容 100株(単元株)以上 「ジタルギフトを進呈いたします。 保有株式数 縦続保有期間 優待内容 100株(単元株)以上 「ジタルギフト 4,000円 1 デジタルギフト 5,000円 1 デジタルギフトとのの円 1 デジタルギフトを進呈いたします。また、 2 対象となる交換先は次の予定です。なお、交換先につきましては、今後変更の可能性がございます。また、 Amazonギフトカード / 000カードPay / PayPayポイント / dポイント / au	定時株主総会	11月中		
1単元の株式数	基準日	8月31日		
単元未満株式の買取り 取扱場所	剰余金の配当の基準日			
取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行 証券代行部 関取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおり。https://www.mkb.ne.jp (1) 基準日 毎年8月31日(初回基準日:2024年8月31日) (2) 対象となる株主様 基準日時点の株主名簿に記載又は記録された株主様のうち100株(単元株)以上の当社株式を保有されている株主様を対象といたします。 (3) 株主優待の内容 年間株主優待として次のとおりデジタルギフトを進呈いたします。 保存株式数 継続保有期間 優待内容 100株(単元株)以上 デジタルギフト 4,000円 100株(単元株)以上 デジタルギフト 5,000円 1 デジタルギフトにはお受取期限及び有効期限がございます。また、有効期限はギフトごとに異なります。 2 対象となる交換先は次の予定です。なお、交換先につきましては、今後変更の可能性がございます。また、一部ギフトは交換レートが異なります。 Amazonギフトカード / 000カードPay / PayPayポイント / dポイント / au	1単元の株式数			
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行 証券代行部 東京都子に係る手数料相当額として別途定める金額 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおり。https://www.mkb.ne.jp (1) 基準日	単元未満株式の買取り			
取次所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行 証券代行部 横式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事曲が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおり。https://www.mkb.ne.jp (1) 基準日 毎年8月31日(初回基準日:2024年8月31日) (2) 対象となる株主様 基準日時点の株主名簿に記載又は記録された株主様のうち100株(単元株)以上の当社株式を保有されている株主様を対象といたします。 (3) 株主優待の内容 年間株主優待として次のとおりデジタルギフトを進呈いたします。 保有株式数 継続保有期間 優待内容 100株(単元株)以上 デジタルギフト 4,000円 100株(単元株)以上 「デジタルギフト 5,000円 100株(単元株)以上 「デジタルギフト 5,000円 2 対象となる交換先は次の予定です。なお、交換先につきましては、今後変更の可能性がございます。また、一部ギフトは交換レートが異なります。 Amazonギフトカード/QUOカードPay/PayPayポイント/dポイント/au	取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号		
でいる。	株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社		
電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおり。https://www.mkb.ne.jp (1) 基準日 毎年8月31日(初回基準日:2024年8月31日) (2) 対象となる株主様 基準日時点の株主名簿に記載又は記録された株主様のうち100株(単元株)以上の当社株式を保有されている株主様を対象といたします。 (3) 株主優待の内容 年間株主優待として次のとおりデジタルギフトを進呈いたします。 「保有株式数 継続保有期間 優待内容 100株(単元株)以上 デジタルギフト 4,000円 100株(単元株)以上 デジタルギフト 5,000円 100株(単元株)以上 1年以上(4) デジタルギフト 5,000円 1 デジタルギフトにはお受取期限及び有効期限がございます。また、有効期限はギフトごとに異なります。 2 対象となる交換先は次の予定です。なお、交換先につきましては、今後変更の可能性がございます。また、一部ギフトは交換レートが異なります。Amazonギフトカード/QUOカードPay/PayPayポイント/dポイント/au	取次所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行 証券代行部		
公告掲載方法い事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。https://www.mkb.ne.jp(1) 基準日 毎年8月31日(初回基準日:2024年8月31日)(2) 対象となる株主様 基準日時点の株主名簿に記載又は記録された株主様のうち100株(単元株)以上の当社株式を保有されている株主様を対象といたします。(3) 株主優待の内容年間株主優待として次のとおりデジタルギフトを進呈いたします。保有株式数 継続保有期間 優待内容 100株(単元株)以上 デジタルギフト 4,000円 100株(単元株)以上 デジタルギフト 5,000円株主に対する特典1 年以上(4) デジタルギフト 5,000円 1 デジタルギフトにはお受取期限及び有効期限がございます。また、有効期限はギフトごとに異なります。 2 対象となる交換先は次の予定です。なお、交換先につきましては、今後変更の可能性がございます。また、一部ギフトは交換レートが異なります。Amazonギフトカード/QUOカードPay/PayPayポイント/dポイント/au	買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額		
毎年8月31日(初回基準日:2024年8月31日) (2) 対象となる株主様 基準日時点の株主名簿に記載又は記録された株主様のうち100株(単元株)以上 の当社株式を保有されている株主様を対象といたします。 (3) 株主優待の内容 年間株主優待として次のとおりデジタルギフトを進呈いたします。 (4) 保有株式数 継続保有期間 優待内容 100株(単元株)以上 デジタルギフト 4,000円 100株(単元株)以上 1年以上(4) デジタルギフト 5,000円 1 デジタルギフトにはお受取期限及び有効期限がございます。また、有効期限はギフトごとに異なります。 2 対象となる交換先は次の予定です。なお、交換先につきましては、今後変更の可能性がございます。また、一部ギフトは交換レートが異なります。 Amazonギフトカード/QUOカードPay/PayPayポイント/dポイント/au	公告掲載方法			
コード / 楽天ポイントギフトカード 3 デジタルギフトをお受取頂くにあたり、PC又はスマートフォン等のデジタル	株主に対する特典	(2) 対象となる株主様 基準日時点の株主名簿に記載又は記録された株主様のうち100株(単元株)以上の当社株式を保有されている株主様を対象といたします。 (3) 株主優待の内容 年間株主優待として次のとおりデジタルギフトを進呈いたします。 保有株式数 継続保有期間 優待内容 100株(単元株)以上 デジタルギフト 4,000円 100株(単元株)以上 1年以上(4) デジタルギフト 5,000円 1 デジタルギフトにはお受取期限及び有効期限がございます。また、有効期限はギフトごとに異なります。 2 対象となる交換先は次の予定です。なお、交換先につきましては、今後変更の可能性がございます。また、一部ギフトは交換レートが異なります。 Amazonギフトカード / QUOカードPay / PayPayポイント / dポイント / au PAYギフトカード / Apple Gift Card / EdyギフトID / Google Play ギフトコード / 楽天ポイントギフトカード 3 デジタルギフトをお受取頂くにあたり、PC又はスマートフォン等のデジタルデバイスが必要となります。また、一部のギフトは、スマートフォンのみでお受取いただけるものやアカウントが必要な場合があります。		

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第27期)(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日) 2024年11月22日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第27期)(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日) 2024年11月22日 関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び半期報告書の確認書

(第28期中)(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日) 2025年4月11日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年10月11日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号(提出会社および連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2024年11月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議)に基づく臨時報告書であります。

2025年10月10日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号(提出会社および連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書(組込方式)及びその添付書類

2025年5月23日関東財務局長に提出

第三者割当増資による新株予約権証券および新株予約権付社債の発行に係る有価証券届出書

(6) 有価証券届出書(組込方式)の訂正届出書

2025年 5 月28日関東財務局長に提出

2025年5月23日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

EDINET提出書類 株式会社メディア工房(E05622) 有価証券報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年11月21日

株式会社メディア工房 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 石上 卓哉

指定有限責任社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 下川 高史

<連結財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディア工房の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディア工房及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社メディア工房の固定資産の減損損失の認識の判定の妥当性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定 資産36,008千円及び無形固定資産201,285千円、連結損 益計算書において、減損損失114,732千円が計上されて おり、その全額が株式会社メディア工房(以下、会社と いう)において計上されている。

連結財務諸表の注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、会社は資産のグルーピングについて、事業セグメントを基礎とし、管理会計上の区分に基づきがルーピングしている。また、本社の固定資産等は、全社的な将来キャッシュ・フローの生成に寄与することから共用資産とし、共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングを行っている。特定の資産グループや共用資産に減損の兆候があると認められる場合には、でがループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上している。

将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎としているが、各事業別の売上高及び利益の予測等の重要な仮定が含まれている。そのため、当該見積りには将来の不確実性と経営者による主観的な判断が存在する。

以上から、当監査法人は、当該事項が特に重要であ り、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、会社の減損損失の認識の判定の妥当性 を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。

- ・ 固定資産の減損損失の認識の判定に関連する内部 統 制の整備・運用状況の有効性を評価した。
- ・ 取締役会議事録や将来キャッシュ・フローの見積り 資料を閲覧し、将来キャッシュ・フローの見積りが取 締役会で承認された事業計画を基礎としていることを 確かめた。
- ・ 事業別の売上高及び利益に関する経営者の予測の合理性を評価するために、経営者等に対して主要な事業別の業況や将来見通しについて質問するとともに、関連資料を閲覧した。
- ・ 事業計画や将来キャッシュ・フローの見積りにおいて想定されている新たな事業戦略による各事業部の売上高及び利益の増加予測について、見積り方法やその根拠を経営者等に対して質問するとともに、関連する内部資料や外部情報を閲覧し、その合理性を確かめた。
- ・ 過年度に策定された当連結会計年度の事業計画と実績の差異の要因を検討し、当該要因が将来キャッシュ・フローの見積りに当たって、適切に考慮されているかを検討した。
- ・ 特定の資産グループについては、対応する事業別の 将来キャッシュ・フローと比較し、共用資産について は、全社の将来キャッシュ・フローと比較し、減損損 失の認識の要否が判定されていることを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査 関に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メディア工房の2025年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社メディア工房が2025年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び 適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内 部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、 内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、 識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項 について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社メディア工房 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 石 上 卓 哉

指定有限責任社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 下川 高史

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディア工房の2024年9月1日から2025年8月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディア工房の2025年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要である と判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成におい て対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社メディア工房の固定資産の減損損失の認識の判定の妥当性

財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「株式会社メディア工房の固定資産の減損損失の認識の 判定の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と実質的に同一の内容である ため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

EDINET提出書類 株式会社メディア工房(E05622) 有価証券報告書

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。